

第1 決算審査特別委員会（第1 日目）

H20. 9. 17(水) 10:00～

第二委員会室

○大谷委員長、清水副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～全員出席。道新、毎日、朝日、プレス、HTBの傍聴を許可する。
これより本日の会議を開く。

本委員会に付託された事件は、

認定第1号 平成19年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
の1件となっている。

次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐりとして取り進めることでよい。か。(よし)

異議なしと認め、そのように決定する。

次に審査の進め方について協議する。審査は歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細節で50万円以上の不用額について、また、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は、不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよい。か。(よし)

そのように決定する。なお意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配慮願う。

また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方が行っていただきたい。

次に市長に対する総括質疑については審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。(よし)

そのように決定する。

次に討論だが、各会派代表の方に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、渡辺委員の順とすることにより。か。(よし)

そのように決定する。なお各会派から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷・配付することになっているのでご了承願う。

最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。(よし)

そのように決定する。

まず冒頭に資料要求される方はいるか。

副委員長

生活保護費不正問題の関係で4点資料要求する。

① 他社見積もりを1社からしか取っていないので、当時の実態がわかる資料として、札幌より近い範囲にある、つまり旭川を含む消防本部の認定を受けたタクシーと同水準のストレッチャーつきタクシーで介助員が乗車可能な会社で札幌、または札幌より近い範囲にある会社リスト。

② 福祉事務所が2億4,000万円を支払ったタクシー料金は、運輸局等で料金範囲を定め、申請により認可されていると思われるので、その料金範囲がわかるもの。介助員の人件費や酸素ボンベ代を除いた額でお願いする。運輸局の自動認可運賃・料金表に基づくのであれば運輸局の札幌市を含むA地域、旭川市を含むB地域、滝川市を含むD地域の自動認可運賃・料金表。また、運輸局の自動認可・料金表に基づかないのであればその表。

③ 決算委員会として同機能で市内タクシー、高規格の旭川タクシー、札幌タクシー会社の見積もりを取り、使用したタクシーの相場はどうだったのかを調査する必要がある。これらの会社に電話などでの簡易見積もりの資料を求める。その見積もりの条件は、(i) 8時間貸し切りで滝川-札幌往復と、札幌市内走行で送迎時の空車も料金に含める。(ii) 介護資格を持った運転手と別の介護員の計2名が乗車する。(iii) 酸素ボンベ 500 リットル5本使用。(iv) 各種割り増し、割り引きを含めるなどとする。

④ 内部検証委員会、第三者委員会への提出資料名のリスト。

委員長
本 間

ただいま、清水副委員長から4件について、資料要求があったが。

清水副委員長が七、八社見積もりを取ったとのことだが、いつの時点の見積もりと考えてよいか。

副委員長

滝川市役所に聞かれたら当時幾らぐらいの見積もりをしたのかという聞き方をしたが、料金体系は自動認可運賃が採用されているので余り変わっていないという答えがほとんどだった。

本 間

基本的には、変動の可能性が全くないとは言えないということがある。そんなときに、この見積もりを取ったことがどのように資料として信用を持って見れるのかがひとつの大きなポイントと思う。仮に認可の金額でやっているといっても、あらゆる環境が変わってきている中で、変動はある。例えば当時ある程度の金額を出していたとしても、こういう状況でいろいろあった後の話の中で、果たしてどれだけ信用度の高いものが得られるのかというのが気になる。資料としてあっていいという気持ちはあるが、しっかり信用できるかというところが疑問だがいかがか。

副委員長

これについては、冒頭の資料要求なので、私の資料要求をする意図などについてはまず質疑を聞いていただき、これについては期が熟した時点で資料要求することで、これ以外の3点ということでお願ひする。

本 間
副委員長

これ以外の3点ではなく、私が言ったのは1点目と3点目のことと思う。

1点目は後の質疑に出てくるが、他社に1社だけ見積もりを取っている。内部検証報告書等ではI社と言われているが、このI社が高規格タクシー会社かどうかということが1点、それと18年当時、消防本部が認定していた会社がどこかということなので、これは消防本部に聞くことなので動かない。そういったことでの基礎資料ということで要求している。この会社がどこと言っても個人情報の関係で答弁できないようなので、ここの中にあるのかと聞くと、ここの中にはあるとかないとかという程度のことは答弁が得られるということで要求したい。

本 間

意図が完全に理解できていないのかもしれないが、1番と3番は似たものと思えない。そこに隠れた意図があるということに対してはわからないが、3番については、もう少し整理したほうがいいと思う。

副委員長

いずれにしても冒頭の資料要求だったので、質疑の中でその都度請求するようにするので、2点目と4点目は今要求したい。

本 間

特段制限をするという意味合いではなく、資料として信用が成立しないものを見てもしょうがないというふうに理解いただきたい。

委員長
山 口

2点目、4点目ということでよいか。

3点目の資料に関してだが、決算委員会で当時見積もりを取っているものを資料として出してほしいというのはわかるが、そうではなくて、見積もりというのは個別の相手方に対して提出するものなので、それを今の時点で新たに取って資料

として出せというのは違う気がする。

委員長 ほか意見はあるか。(なし) 1点目、3点目については、質疑の中でまた申し出ていただくことで、2点目、4点目についての要求ということで所管はいかがか。

狩野部長 確認させていただきたい。2点目の運賃の料金表だが、札幌A地域、旭川B地域、滝川D地域ということで、道の運輸局が定めた料金表をインターネットから引いて提出するといったことでも構わないということか。

副委員長 構わないが、今回のタクシー料金の請求の根拠が運輸局の自動認可運賃・料金表に基づくのであれば、出してほしいということである。後の質疑でそれと実際請求を受けた金額との比較をしたいので、単価がわからないといけない。できればこの高寿福祉興産が運輸局にその範囲の中の幾らで申請をして認可を受けていたのか、表の中ならいつでもいいというものではない。表の中の初乗りなら790円、加算はこれとか、申請して認可を受ける形になっているので、その当時、高寿福祉興産がこの料金表に基づいて幾らで認可を取っていたかまで調べていただければ助かる。そこまで求めたい。

狩野部長 後段の部分の話だと理解できるが、札幌、旭川、滝川の料金表も当時と大分変わっている場合もあると思うが、当時のものと指定と理解してよろしいか。もし、仮にインターネット等で引けるとなると、例えば我々が自分たちで精査・研究した中での資料とはかなり性格的には違うものになる。インターネットだと第三者から幾らでも引けるということにもなるので、この札幌、旭川、滝川のA、B、Dについて、どのようなところを資料として一番ポイントとしているのか伺いたい。

副委員長 Aは札幌のタクシー会社で、高規格が当時4台くらいあった。Bは旭川の高規格で、当時4台あった。Dは高規格の消防の認定はないが、滝川、砂川、奈井江等にあったということで、それぞれの料金がどうだったのかが逆にその料金表を見ればわかる。上げる下げるという問題ではなく、幾らで認可を受けていたのか自動的に計算できるものである。後で所管にはその計算をしてもらい、実際の請求と比較して高かったのか安かったのか、あるいは運輸局の基準内に収まっていたのかという質疑をする。そうでないと支出が適正だったかということ判断できないので、そのための基礎資料ということで冒頭に求めた。

狩野部長 料金表の関係については若干時間がかかると思うが、お許しいただきたい。内部委員会、第三者委員会に提出した資料については、できるだけ早急に用意させていただく。

委員長 2番、4番については所管で用意可能ということなので、この件について本委員会として要求することに異議はあるか。(なし) この2件についてお願いします。要求のあった2件について、すみやかに資料の提出をお願いします。ほか資料要求はあるか。(なし)

なしと確認する。以上で審査方法についての協議を終了し、さっそく審査に入りたいと思うがよいか。(よし) それでは日程に従い審査を進める。

総括

委員長 最初に総括について説明を求める。

高橋部長 (総括について説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑に入るが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることになるので総括は款別にわたらぬよう質疑願う。これより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P2、3の総括表と市立病院事業決算書との関係について、旧来の考え方で別冊で、あるいは委員会で別々にというのはわかるが、今後、改築とともにそちらのほうの決算等もいわゆる連結決算に関連して出てくるときには改めなければならないと思う。衛生費から病院事業会計に繰り出しをするが、そういう意味では決算の総括表というのは市立病院事業決算書と連結していなくてはならないと思う。その点について、将来も見据えて答弁いただきたい。

② P4～31の主要施策の成果について、成果でないことは出さないのかもしれないが、この中でマイナスの部分とか財政や決算に大きな関係のある事柄は反省ということでもきちんと記載すべきと思うがいかがか。例えば資料要求のあった介護タクシー料金の詐欺事件の問題では、成果ではなくシャドーの部分かもしれないが、きちんと事実を記録に記すべきと思うがいかがか。

高橋部長

① 決算書については、自治法の施行令等に基づく様式で調製しているが、決算書については、今後もその例に基づいてやっていきたい。連結の関係では、19年度から法律施行で連結による実質赤字比率あるいは将来負担比率等も議会に報告することになっている。そういう中身で連結についても提出したいと思っている。

② 主要施策の成果という部分では、今後もこういう形でまとめたい。ただ、一方でいろいろ批判あるいは係争ということもあるので、決算書という形ではない形となるかどうかわからないが、決算書の主要施策の成果としては、今後もこのような形でまとめたい。

委 員 長
本 間

他に質疑はあるか。

質疑の仕方についてだが、主要施策の成果については款別にした方がいいのか、説明を受けたので今したほうがよいのか。

委 員 長
副委員長

款別でお願いします。他に質疑はあるか。

きょうは監査委員がお見えなので、決算審査意見書について質疑をしたい。そのほかの質疑については、監査委員への質疑が終わってからということで2つに分けてよいか。(よし)

いつもは監査委員が出ることがない特別委員会に出席いただきありがとうございます。

① 決算審査意見書のP2の一番最後に、「現時点では国の判断が示されていないが、生活保護詐欺事件では市民の信頼を大きく損なうこととなった。全職員一丸となり、信頼回復に努め、一日も早く市民からの信頼を取り戻すことを願うものである」と記載されているが、この生活保護費問題が、決算に影響を与えたというふうにはこの中では触れられていないと読んだが、監査委員は決算に影響を与えたとは考えていないのか伺う。

② 市が支払ったお金が、正当な債権者であるタクシー会社に届かず、個人口座から片倉勝彦に還流したことが既に一番で確定している。地方自治法の公金は債権者に支払わなければならないということに明確に違反していると思うが、それでもP1の「予算は適正に執行された」と言えるのか伺う。

③ 会計検査院あるいは厚生労働省が補助金適正化法に基づいて調査中だが、不適正、あるいは返還命令が出る可能性がある段階で、「適正に執行された」と断定することに疑問があるがいかがか。

④ 第三者委員会もさまざまな事務手続きや判断について、「適正だったとは言えない」、あるいは長期にわたった支出についての市の対応に「不相当」と述べているが、それでも「適正に執行された」と断定することに疑問を感じるが、考え

を伺う。

⑤ 今後、会計検査院から返還命令が出た場合に歳出がふえるが、実際にはこの年度で受けた補助金なので、この年度の債務という見方もできると思うが、その点では決算としてどのように考えたらいいのか伺う。

⑥ P48、中段より下に、未収金や不納欠損金についての意見として、「こういったことがモラルの欠如を招き、コンプライアンス（法令、規範の遵守）を失い」ということで、市民に対しては、コンプライアンスを遵守していないと言っている一方で、P2では「信頼を損なう」とかの表現はあるが、コンプライアンスを遵守したかどうかという言及はない。監査委員は、今回の問題で職員にコンプライアンスを遵守しなかった、あるいは法令を守らなかったことがなかったと考えているのか伺う。

本 間

この質疑に関する位置づけ、考え方を整理して受け入れるべきと思う。決算審査というのは、基本的に決算の執行者に対して審査を行い、もちろん監査された後のものであることを理解した上で審査を行い、正否を問うたときに否である場合は、確かに監査委員は間違った判断をしていたのだろうと認められるということになると思うが、この時点で意見を伺うという意味では、もう既に意見は出し済みで、それに疑義があるということの意味合いの質疑を行うのは、この場にそぐわないと思う。議運では整理されていないが、議会事務局はどのように整理してこの質疑が行われているのか伺う。

委 員 長

休憩する。

休 憩 10:45

再 開 10:46

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。事務局より答弁する。

中嶋事務局長

議会運営の実際という本、あるいはぎょうせいの詳解議員提要の決算審査の着眼というところで、特に監査の関係で「決算は既に監査委員があらゆる資料に基づいて実地検査及び計数的に検討し、その正否は正されているので、議会の決算審査は、監査委員の審査の権威を尊重し、当局から提出された資料を基礎にして問題点を掘り下げていけばよい」となっている。つまり、「予算執行を批判し、これは予算だが、かつ次の予算審議に反映させるため、大局的に行政の効果を審査する態度が議会、委員会にほしい」ということである。「監査委員の監査が終わっているからということで鵜呑みにするのではなく、議会自体の立場から決算審査を行う」というようなことで、監査委員と別個な考え方に立って議会が審査をしてもいいことになっている。

本 間

ただいまの説明だと、監査委員の監査に対して質疑をしたりという意味合いではなく、見方は監査委員の見方でよいが監査委員が言ったからといってそれに合うものではないというのは当然のことである。それは別な意味で執行者に対して質疑を行う、疑義を唱えるのが普通なのではと思うので、それに対する答えにはなっていないと思うがいかがか。

委 員 長

本間委員の意見はわかったが、この際、監査委員が清水副委員長の質疑に対して答えられるものがあればお願いしたい。

本 間

これは会議の進行自体に対するものなので、答えがあるから答えてもらうという筋合いのものではないと理解いただいたほうが委員長としてはよろしいのではないと思う。もう一度休憩してしっかり答えを出していただきたい。

委 員 長

休憩する。

休 憩 10:50

再 開 10:55

委 員 長
中嶋事務局長

休憩前に引き続き会議を再開する。事務局より答弁する。
議会で監査報告が審議される場合、議決の対象ではないが質疑あるいは意見の申し出はできるという解釈である。監査委員、監査事務局長に事前通告して、きょう出席の用意をされていることなので答弁を願いたいと思っている。

委 員 長

再度休憩する。

休 憩 10:57

再 開 10:59

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。通告については、清水副委員長から9月10日に文書で出されており、次のとおりである。(別紙通告書のとおり読み上げる。) 監査委員より答弁願う。

八幡監査委員

先日の本会議における議長のお計らいにより今回は特例的なものということで考えて、決算審査意見書の結果について、議選の監査委員と合議された範囲内について説明申し上げたい。なお、個別的事項については、決算審査特別委員会で議論していただけたと思うので差し控える。どのような審査をするのか、その範囲あるいは結果は、あくまで監査委員の裁量の範囲内ということで、合議に基づいて提出された意見書であることを了解いただきたい。

□－1 今回の事件では市民の信頼を大きく損なうことになったと感じている。決算の審査においては、提出された資料が関係法令に準拠して作成されているか、その計数の正確性はどうかなどについて審査したものであり、結果、適正として意見を付したものである。予算への影響については、この決算審査特別委員会において審議いただけるものと思っている。

□－2 債権者の代理、いわゆる委任された者に対して支払いをしたものであり、受容した者が果たすべき義務については、感知できるところではない。

□－3 法的判断については、司法の判断に委ねるところである。提出された書類をもとに審査した結果、適正として意見を付したものである。

□－4 第三者委員会の判断を受けて決算の審査をしたのではなく、監査委員として独立した立場で審査を行った結果、適正として意見を付したものである。

□－5 債権ということで最初話があり、先ほどは債務という話だったので説明する。提出された資料をもとに審査を行ったが、債権あるいは債務はなかった。なお、認識測定もできない現況において、どのような会計処理が適切なのか私からお教え願えればありがたいと思う。

②－1 生活保護事件における職員に対する法令違反に触れていないとの指摘だが、法的判断については、司法の判断に委ねるところである。滞納者に対する指摘については、当然のことと考えている。職員に法令遵守云々ということについて説明する。今回の議会に報告したのは、平成19年度滝川市各会計歳入歳出決算審査の意見書である。監査委員の審査に付した決裁については、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないとされている。監査委員としても、議会において慎重かつ適切な審議をお願い申し上げるところである。

委 員 長
副委員長

監査委員はここで退席する。ありがとうございました。引き続き質疑願う。
生活保護費移送費の歳入歳出のうち所管をまたぐ部分があり、それについては総括で聞きたい。

① これは、2007年5月22日に監査委員が副市長に手渡した調査報告書で、情報

開示で取ったものだが、副市長はここに書かれている内容で、特に決算に関する
ことで申し上げると、市内や近郊のストレッチャータクシー所有の会社名と料金
概算、札幌の高規格タクシー、今回使っていたタクシー会社だが、時間制で積算
した場合の料金計算が合計約 13 万円と書いてある。また、結論としては 6 点を述
べているが、副市長は自身としてこれにしっかり目を通したのか。また、移送会
社を変更する、あるいは運輸局から情報を入手すべき、また税務署への調査依
頼といったことについて、副市長自身として指揮監督権を発揮しなければならない
という考えを持って行動したのか。監査委員の指摘や思いを生かして問題を改
善するためにどのような行動を取ったのか伺う。

② 私の調べでは、支払ったタクシー料金 2 億 4,000 万円は、運輸局の認可料金を
超えていた可能性が極めて高い。5 月に受け取った 130 ページにわたる監査委員
の調査結果には、運輸局からの情報入手として、福祉輸送運賃は運輸局認可の
利用料金によると記載されているが、当時、福祉事務所は運輸局に問い合わせを
したのか。また、決算を迎えるに当たり、私は基準を超えて支払った可能性が高
いと考えているが、どのように把握をしているのか伺う。

③ 副市長は、これを市長にどのように説明したか。市長はこれに全部目を通し
たのか。市長は指揮監督権について、どのような行動を取ったのか、副市長とし
てどう把握しているのか伺う。

④ この資料をどの職員が見たのか、役職名と人数で答えていただきたい。また、
どのような会議を持ったか、どんな報告を受けたかを伺う。

⑤ 監査委員から受け取った副市長からどのように経由して福祉事務所に行った
かわからないが、結果として福祉事務所ではこれのコピーを取っていないと言う。
取っていないということは、これを重要とは考えなかったのか。副市長はこれを
どのような形でコピーしたり、保管したり、監査委員に返したのかについて伺う。

⑥ 市長は、以前税務署に相談しても解決に結びついただろうかという趣旨のこ
とを答弁している。税務署に相談しなかったことはわかっているが、相談しない
ことを判断したのはだれなのかを伺う。

⑦ この資料は、内部検証委員会または第三者委員会にすべて提出されたのか。
一部されたのであれば何ページくらいされたのか伺う。

⑧ 監査委員の意見の中に、④移送会社の変更の可否、複数の移送会社から見積
もりを徴し、新たな移送会社へ移行とまで書いているが、副市長は他社見積もり
について指示などして、結果として他社見積もりが調査例であったようなことが
あったのか伺う。

委員長 質問が所管をまたいでいないので、民生費の中で答弁いただくことにしたいがど
うか。

副委員長 私がまたがっていると言ったのは、この 130 ページものがどう経由して、どの所
管に下り、どう返っていったのかは非常に大事なことである。それを第三者がだ
れかが見たはずでは困る。総務課としては、担当所管がこれは見たとか、コピー
を取っているとかお答えいただかないと困るので聞いている。

委員長 今の質疑について皆さんはいかがか。

山 腰 日程を見るとこの後民生費があるのだから民生費でしたらよいのではないか。

委員長 ここで休憩する。

休 憩 11 : 15

再 開 11 : 17

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。委員長として今の件については、すべて民生費で行うことに決したのでよろしくお願いします。

副委員長 これは副市長に渡されたものということ saying している。

委員長 副市長、総務課も皆さん出ているのでその中でお願いします。

副委員長 例えば市長の行動について、秘書課でなければわからないといったときに、秘書課も民生費に出ただけなのか。会計課も出ただけなのか。そういったところも調整してただけなのか。

委員長 清水副委員長に対する答弁に対応できる形で参加いただくということで民生費に回すこととする。他に質疑はあるか。

副委員長 先ほど2つについては、とりあえず資料要求から削除したが、今申し上げたように運輸局の料金を超えた可能性が極めて高いことは申し上げた。そこで先ほど資料要求した運輸局の自動認可運賃・料金表の札幌、旭川、滝川近郊及びこれで計算した場合、札幌介護福祉交通高寿福祉興産は幾らでやっていなければならなかったのかの計算資料の提出を求める。

委員長 所管は用意できるか。いったん休憩する。

休 憩 11:22
再 開 11:23

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

清水副委員長の資料要求について、委員の皆さんはいかがか。

本 間 先ほど要求済みになっている分とどういう部分が違うのかだけ説明したほうがいいのではないか。

副委員長 訂正する。料金価格体系は要求していた。運輸局の料金体系については削除する。1点の資料要求とする。

山 腰 4点と言っていたが、1点でいいということか。

副委員長 先ほどの2点は終わっているので、それに追加して1点ということである。

山 腰 それはおかしい。事前に資料要求を4点もしておいて精査して2点に絞ったのに今になって1点追加とはいかがか。

委員長 ここで休憩する。

休 憩 11:24
再 開 11:27

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。(なし) 以上で総括の質疑を終結する。それでは款別の審査に入る。所管からは節または細節で50万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合、不用額の多少にかかわらず説明を受けることとする。

議会費

委員長 議会費の説明を求める。

中嶋事務局長 (議会費について説明する。)

委員長 説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。(なし)

以上で議会費の質疑を終結する。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員長 総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求める。

高橋部長 (総務費から予備費まで総務部が所管する部分等について説明する。)

西村部長 (市民生活部所管の総務費について説明する。)

委員長 説明が終わった。これより一括質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P129、備考欄電子計算事務、同じページの情報化推進事務、P130、地域インターネット、総合行政ネットワーク、法的個人認証サービス、電子自治体共同システム等で、5,497万円程度と極めて大きい予算を使っているが、常態化しているのでないか。これらの効果について伺う。

② P133、企画費の人の輝くネットワーク費が600万円ほどあるが、昨年の決算より340万円ほど多くなっている。移住の活動もここで行っていると思うが、その活動がマスコミでしか見えてこない。増額の主な活動の様子を議会にしっかりと発表していただきたい。

③ P125、財産管理費の庁舎等の維持管理に要した費用ということで、18年度より600万円程度の増となっている。灯油の価格高騰等で理解はできるが、田村市長になってから庁舎の屋上、壁など太陽光パネル発電など環境に配慮した施策を取り入れてはどうかと言っていた矢先にこういうことになった。灯油が高くなったから燃料費を上げるということよりも、根本施策、太陽光パネル等についての考え方を述べていただきたい。

④ 市民生活推進費の市民会館の運営管理に要した経費だが、直営だと昨年度まで150万円程度で済んでいたが、管理代行してもらうと2倍以上にふえた。こういうことでは意義が反対である。管理代行の業者とその意義についての説明を求める。

⑤ P141、防犯協会補助金と町内会連絡協議会の補助金との対比だが、約2倍ほどの差があるが、防犯協会の活動が見えない。それに対して町内会連絡協議会はたくさんの市の仕事を請け負っているという感覚がある。したがってこの金額は逆ではないかと思うが見解を求める。

⑥ 総合福祉センターに要した経費の中で除排雪の業務委託料についてだが、昨年の2,360万円程度から740万円ほど上がっている。去年はむしろ雪が少なくその辺に山にしていたのではないかということでもふえた理由について伺う。

⑦ P145、徴税費の市税の課税事務についてだが、18年度は750万円程度だったが、今回土地評価鑑定等の委託料が1,374万円ほどある。鑑定の要領、人数、方法などについて説明願う。

⑧ 徴税事務に要した経費が400万円ほどあるが、市税等の徴税事務費で督促のはがき、郵送料について質問する。2週間程度ですぐに赤紙が来ると市民は言っている。郵送料そのものを考えてこれを1カ月ぐらいにするだけでも相当の効果があると言われているが見解を伺う。

⑨ P231、防災に要した経費についてだが、直下型地震を想定した防災対策になっているか伺う。また、町内会の連携、自主防災について役所としてどのような指導を行っているのか伺う。

⑩ P273、職員費全体で昨年度決算より嘱託職員が10名減し、一般職員も10名減の統計となっているが、2億9,525万円の支出増になっていることについて、説明を求める。

委員長
本 間

答弁を求める。

予算認定されている状態のものなので、予算時点で確認すべきものがいくつかあったと思うが、そちらを確認してからにしたほうがよいのではないか。

委員長

今の質疑についてこちらで整理することとし、ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:54

再開 13:00

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。渡辺委員から10点の質疑があったが、こちらで整理したので事務局長より説明する。
- 中嶋事務局長 10 要旨のうち決算審査特別委員会になじまないと判断される③、④、⑤の3要旨を取り下げることで渡辺委員から了承を得た。残りの7要旨について答弁いただくことで確認願う。
- 委員長 ただいま7要旨ということで確認したが渡辺委員はよろしいか。(よし) それでは答弁願う。
- 椿室長 ① これらの事業の経費については、行政の基本的な事務である住民基本台帳の管理、税の賦課、徴収などの計算、台帳管理などに利用しているコンピューターシステムの維持管理費、行政事務を行うためのパソコンの使用料、市民の皆さんに情報発信しているホームページの維持管理費、市役所のネットワークをインターネットに接続する経費、小中学校のインターネットの環境を構築するためのネットワークの維持経費など、今や行政経営をしていく上で欠かすことのできないコンピューターシステムの維持管理費が中心となっており、常態化になっているのではないかとこの指摘だったが、基本的には経常的な経費と理解願う。これらの事業による効果については、もともと手作業でやっていた事務をコンピューター化することで行政事務の効率化が図られ、それによる人員の抑制効果、時間外手当の削減、証明書を自動的にコンピューターから発行することで市民の窓口での待ち時間の削減、ホームページ等で行政情報を発信することで、市民の皆さんがいつでも行政情報を見ることができるような市民サービスの向上といった効果が得られていると考えている。
- 柳主査 ② 平成18年は357万7,000円、平成19年は616万2,160円ということで先ほど渡辺委員は340万円ほどふえているとの指摘だったが、250万円ほどの増額となっている。平成19年の人の輝くネットワークに要する経費で取り組んだ事業は8事業で、ウエルカムプロジェクトを除くと一部平成18年度で3年間の支援期限が過ぎて終了となったプログラムもあるが、これらについてはほぼ同額で、ウエルカムプロジェクトの分で約250万円ほどアップしている。その内容については、昨年同様に7月末にモニターツアーを実施して2組8名のお客様を迎え入れた。12月から2月にかけては、東京、名古屋、大阪で移住相談会の実施、PR用のパンフ、DVDの製作ということで取り組んだ分での増額が約50万円、また地域活性化センターの支援を200万円いただき、1月から3月にかけて移住をビジネスとして取り組んでいけないか調査を行った。そこでは滝川らしさをPRする移住ツアーの企画などを検討し、今年度以降のツアーの企画に役立てているところである。さらに、この調査の中で11月に國學院大學の多摩プラザキャンパスで学園祭を利用した移住相談会も実施しており、学生とともに滝川についてPRしたところである。そのほか予算には入っていないが、開発局で行っている冬季集住調査というのがあり、そちらで滝川市を調査対象の一つとして選んでいただき、9月にふれ愛の里のコテージを使ったモニターツアーを行い、2組7名の受け入れを行っているところである。平成19年の成果については、事務概要にも掲載しているが、完全移住5組9名、季節移住3組5名、モニターツアー2組8名、コテージを使ったツアー2組7名と、ウエルカムプロジェクトも3年目を迎えてこれまでの取り組みが実を結びつつあると実感しているところである。
- 天野室長 ⑨ 地震の分類は大きく分けて4つになる。このうち質問にあった直下型は内陸

型とも呼ばれる地震だが、防災危機対策室では特に地震の区別ごとには事業を行っていない。震度5弱以上の大きな地震であれば、直下型であろうと電波型であろうと被害は大きなものになるといった基本的な考えである。昨年は地震を想定した災害図上訓練DIGを北海道教育大学札幌校の佐々木貴子先生にお越しいただき、黄金町連合町内会を中心に行っている。決算としては、それに必要な地図の上に被せる大きなフィルム、筆記用具など消耗品が3万3,902円、図上訓練を行った会場使用料が6,100円で計4万2円の決算額となっている。滝川市の耐震化計画では、耐震性の低い公共施設等については優先的に耐震診断、耐震化を進めるとしており、建築物の所有者については、耐震化の啓発、誘導等を積極的に行うとしている。自主防災組織については、まさに住民の自主が原動力であり、現在、7町内会と1連合町内会に自主防災組織が組織されている。それぞれの自主防災活動については、若干差があるようだが、市全体的には広報やホームページなどを通して自主防災組織の設立を呼びかけているところであり、現在、設立を検討している町内会もあり、電話などで進捗状況を伺ったり、場合によっては防災の出前講座をしますといった話もしながら、設立に向けたPRなどを行っている。出前講座については、昨年3回、ことし2回行っている。

小畑主査

⑩ 確かに渡辺委員が言われるようにP273で嘱託職員10名、一般職員10名が減っているが、決算額はふえている。前年に比べ2億9,525万5,547円ふえている中身については、退職手当組合の精算納入金というのが3年に1回精算することになっており、平成19年度については16年度から18年度の3カ年に退職した職員に対する負担金の精算があり、この支払いが3億9,857万9,170円となっている。この特別な負担金を差し引くと、前年決算に比べて1億332万3,623円ということでおおむね職員の減に対して減している状況になっている。

河野課長

⑥ 総合福祉センターの除排雪の関係だが、質問のあった関係で2回ほど排雪を行っている。平成18年はトラックを2回にわたって33台入れ、金額で25万9,000円ほどかかった。平成19年はふやして58台、45万6,000円である。総合福祉センターはまちの中にあるため、利用者が多く不便をかけていることもあるかと思うが、限られた予算の中で利活用していただけるよう努力していくので理解願う。

林 課 長

⑦ 土地評価鑑定等の委託料で、21年度の課税のために土地の評価を行うものだが、これは3年に一度土地の評価替えを行って課税するという内容である。この鑑定については、3年に一度なので、平成19年度の単年ということで、20年、21年についてはこの予算はない。内容については、鑑定評価業務が930万9,300円、土地評価資料作成業務が443万1,000円となっている。評価する地点については160地点、鑑定士は2名ということで理解いただきたい。

⑧ 督促状の発送については、地方税法上、それぞれの税目で納期限後20日以内に出さなくてはならない状況である。参考までに国保税を除く督促状の発送については、年間2万3,000件で、単純に50円で計算すると115万円ほどになるが、この金額については、総務費の一般管理費の通信運搬費に含まれている。

渡 辺

防災の地震関係について、滝川に備えている地震計について何うが、先日の道東の地震について、テレビで滝川は震度3だった。私は緑町で比較的地盤が悪いところのはずなので揺れるときは揺れるのだが、その日はしっかりと机に座っていた時間、8時21分ころだったと思うが何も揺れなかった。テレビの表示との誤差は今後の問題として大事なことと思うので説明願う。

天野室長

9月11日、9時21分、十勝沖を震源とする地震があった。滝川には震度計が2

つある。新町の音楽公民館の横、もう一つは庁舎の東側の庭にある。新町の震度計が3、庁舎の震度計は2だった。震度というのは揺れを示す数値なので、恐らく地盤のせいで新町のほうが揺れたのではないかと。気象庁では大きいほうの震度をとって滝川震度3と発表したようである。

委員長

私も緑町だがしっかり揺れていたもので、そういった誤差はあると思う。他に質疑はあるか。

本 間

① 人の輝くまちづくりプロジェクトについて、金額的なことではないのでどちらかというと P30 の内容についてだが、以前から予算、決算のときに何度か言っているが、黒柳朝プロジェクトの関係で 10 万円しか使わなかったということで、3つの事業が行われ、117 人、88 人、60 人が参加されているとのことだが、これを行うに当たり、職員がかなりのエネルギー、時間を使ってやっているという実態があるように感じる。決算の時点で、効果、感じたものについて教えていただきたい。

② P28、行政パートナー制度導入の検討についてだが、前議会でも一般質問で行い、今回の一般質問もこれに関連して行っている。このことについては、かなり前向きに検討してどうするかを詰めていく必要があるのではないかとこの考え方のもとに質問する。決算時点での先進地の視察状況をどう受けとめたのか、検討した上で次の段階にどのように進んでいこうと思ったのかを伺う。

河野課長

① 数年来、このプロジェクトをやっているが、私どもの地域の文化資源とは何か、全国区で滝川のまちをわかっていただくプログラムはないものかということをやっている。例えば日本画家の岩橋英遠さん絡みで展覧会をやったりしている。できれば黒柳朝さんの出身地ということもあり、黒柳家から多大なコレクションの寄贈もある。黒柳朝プロジェクトなどを通して、娘さんの真理さんにもたびたび滝川に来ていただいてプログラムの開発にかかわっていただいている。市民団体と協働の中でこういう文化的な資源をどのように発展させていくかということで試みをやっているところである。本間委員の言われるとおりの予算規模は 10 万円の枠の中で動かしているが、いろんな事業については参加費を取ったりいろんなことをやりながら市民協働の中で黒柳朝さんというものの文化的な資源を滝川の魅力の一助としたいという思いで取り組んでいるところである。

伊藤課長

② 行政パートナーについては P28 に記載のとおりだが、19 年度の決算という段階でのもので、その後、具体的に滝川市としてのパートナー制度の基本的なあり方、大枠について先般の庁内会議で説明させていただいたところである。それを受けて何がこの制度に適しているのかを含めて今月中に方向性について取りまとめることとしている。いずれにしても従来から話しているように、21 年度からできるところからスタートしたいという考えのもと鋭意進めているところである。

本 間

① 黒柳朝プロジェクトについては、市民会館の有効利用といった観点もあるのではないと思う。今後新タッグで施設の今後ということでも論議されると思うが、市民会館を使ってみて市民会館を盛り上げるという意味合いからどうだったのか。また、市民会館はこういうものをやった場合はどうなのかということについて考えを伺う。

② 行政パートナー制度についてだが、決算段階で書かれている先進地の視察と内部検討について具体的なところを聞かせていただきたい。

河野課長

① 指摘のとおり大変なプログラムと認識している。市民会館そのものは立派につくられているが、立地条件等建設時からいろいろあったがどれだけ市民に親し

まれているか、いろんな利用等の大きな問題もある。私どもとしては、市民会館もあるが、華月館という指定文化財、その近くには市長公宅等もあり、全体のゾーンがもっと市民に親しまれるものにならないかというねらいがある。小さな試みかもしれないが、せっかくの文化的な景観なので困難は多いかもしれないが、所管としては充実したものにしていきたい。こういうプログラムをやると参加される市民の満足度は高い。高いというのは手づくりの方などの婦人層を中心に集まっていたり、夜に集まってコンサートをやるとかそれなりにコンセプトのある企画をやっていると思うが、ロットが小さいというか、小さな分量で動いているので、結果としてどうかについては、そういったさまざまな問題を抱えていると思っている。

伊藤課長

② 道内の先進地、室蘭市が行政パートナーということではないが似たような制度、具体的には、まごころパートナー、まかせてパートナー、まち「ぴか」パートナーという3つの制度に平成17年度から取り組まれているとのことである。中身的には滝川が既に各出先施設を含めていわゆるボランティア的な力を得る中で取り組んでいる内容も含まれている。この視察結果をもとに滝川市として新たに取り入れるべき分野について、内部でもいろいろ考えたが、視察した室蘭市のいろいろな取り組みを勉強させていただいた中で直ちにこの部分で滝川市に反映、取り入れることができる事業内容というのはなかった。ただ、仕組み、やり方を含めて、市民の皆さんの協力をいろいろな形で得ているという部分では参考になったところである。それらをもとに20年度の滝川版のパートナー制度の設計に取り組んでいるところである。

委員長
山口

他に質疑はあるか。

P20、平成19年4月から江竜支署ができたことで効率的な出動体制が図られたとあるが、具体的には人員の配置のことなのか、それとも現場に到達する時間が短縮されたということなのか。数字等で押さえているのであれば伺いたい。

高橋部長

一部事務組合の内容だがわかる範囲で答えさせていただく。江部乙と雨竜の消防支署が統合ということで、それぞれ統合によって時間はかかるかもしれないが人員体制の削減が図られた。このことにより、消防全体の効率的な体制が図られたということと、江部乙地域には従来救急車が配置されておらず、本署のほうから救急出動があったわけだが、江竜支署を設置したことで救急車が常備配置になったという面で救急活動への時間短縮も含めて図られたと考えている。

委員長
堀

他に質疑はあるか。

P145、徴税費の不用額の説明があったが、印刷製本費、委託料の件で見積もりによりコストを下げたと言われた。予算が決まってから何社か見積もりを取ったと思うが、その辺について詳しく願います。

林課長

20年度から電算処理が新しくなり、様式が変わるということで通常印刷するものについては、年度を超えるようなものを作成しないことでやってきた。そういったことで節減できたことと印刷等をする場合は当然見積もりを何社からいただいているが、見積もりと予算の差により予算が余ったという内容である。委託料については、3年に一度の土地評価替えがあり、評価替えの鑑定委託料も当初予算を組んでいた金額と実際に見積もりをいただいた金額との差が50万8,000円ほどあったことで余剰金が出たということである。

堀

総論で聞きたいので副市長の答弁がいいと思う。各所管で委託料もそうだが旅費も早期割引などを使ったと思うが、こういう努力について啓蒙しているか伺う。

副市長

各所管でも節減に努めていただきたいということで、予算の編成に当たってはそれぞれ配付をし、旅費については複数で行かないでできるだけ1人で行くとか、システムでパックの中で進めていくとか、さまざまお願いしているのでそういう面では節減に向けて各職場で協力いただいていると思っている。また、入札等見積もり合わせについても、入札の心得を含めて複数の見積もり業者から取るとか、130万円以上になると指名選考職員会議等にかけてその入札制度、特殊な随契でいかななくてはならないなどについても妥当性も含めて審査を行うことでの集中と個別で各金額以下については所管をお願いしており、各所管の協力のもとでかなり節減も進んでいると思っている。これからもそういう意識を持って皆さんに協力いただくということは、副市長としてお願いしていかなければならない点と思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

副委員長

生活保護費不正問題にかかる検証委員会が2つあったが、この運営と成果という点で聞きたい。総務費の一般管理費になると思う。若干またがるものもあると思う。

① 今資料が出てきた北海道の4地区の運賃・料金表だが、今回のタクシーはこの中の(2)の大型に属する。こういった料金の中で運行することが法で定められているが、2つの検証委員会で運輸局の料金体系について、検証の中で議論なりされたのかについて伺う。

② この2つの検証委員会に対して、先ほどの130ページものの監査委員の調査報告書が資料として提出されたのか伺う。

③ 内部検証報告書の中身にかかわることだが、18年5月24日、これは唯一札幌介護福祉交通のほかにも1社だけ見積もりを取ったものである。お金が使われ始めて2カ月後に、これについての検証をやっているが、「福祉事務所を通じ電話で確認したと聞いている」と書かれている。内部検証と言いながら検証委員会が検証される立場の福祉事務所を通じて、しかも電話で確認したというのは、まさに検証姿勢そのものに問題があったのではないか。おかしいと思うが考えを伺う。

④ 妻については、民間救急車、救急車並みの規格のストレッチャータクシーは必要ないということが内部検証報告書に書かれているわけではないが、主については医師が回書して名指しするなどあったが妻についてはそういったものはない。ところが、P25、相見積もりもなしに札幌介護タクシーは、28万8,000円云々でそれを値引きして二十云々万円ということで、これは安いという判断で不適切な対応とは言えないということを判断している。内部検証委員会として、なぜこの妻についてほかの会社の相場を調べるなり、最低でも普通は三、四社の見積もりを取るわけなので、そういった作業をしなかったのか伺う。

⑤ 今回の2つの検証委員会でかかった総経費、人員について伺う。

⑥ P131、出納事務に要した経費について、片倉夫婦への移送費のうち債権者に支出されたのは幾らか伺う。先ほど監査委員は、支出後のことは関知しないと監査委員の立場で答弁されたが、会計としては、既に判決が確定し1億円以上が片倉に還流していたことが裁判で確定している。つまり、債権者に行っていなかったことが判明しているわけである。まず、債権者に支出されたのは幾らで、債権者以外に還流した金額が幾らか伺う。さらに、地方自治法第232条の5では、「普通地方公共団体の支出は債権者のためでなければこれをすることができない」とされている。委任状を取っての債権者以外への支出は例外であるにもかかわらず、

委任状すら取らない、最後まで個人口座に振り込み続けたといったことが適正な支出だったと言えるのかどうか伺う。

本 間

議事進行。今の質疑に関して基本的には全く外れているとは思わないが、これだけ関係の職員がいて仕事が止まっている。午前中で終わるはずのものがここまで来て午後まで来ている方がいるということにも配慮してはどうか。本来的には全部民生費ですと言ったのに、そちらにもかかわるかもしれない部分が今回出てきたということで、それはそれでいいかもしれないが、例えばまとめるとか、一度休憩してはいかがか。

委 員 長

いったん休憩する。

休 憩 13:45

再 開 13:46

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。関係職員が民生費のところに出席していただけるとのことなので、民生費で行うこととする。了解願う。ほかに質疑はないとのことなので、質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結する。

この後の日程は衛生費だが、所管の準備ができるまで暫時休憩とする。

休 憩 13:49

再 開 14:01

委 員 長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

衛生費

委 員 長

衛生費の説明を求める。

狩野部長

(保健福祉部所管の衛生費について説明する。)

西村部長

(市民生活部所管の衛生費について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P181、障害年金給付費があるが、例の札幌の医師と芦別、赤平等の大勢の患者との偽装問題、聴力障害者手帳問題があるが、この項目で滝川での該当者はいないか確認したい。

② P185、休日夜間急病センターの利用者が昨年の1,441人からことしの2,262人と大変ふえていると思うが、コンビニ受診と言われるようなものがあるのか伺う。また、この中で救急車を使った人数について伺う。

③ P189、他会計繰出金ということで、今後病院会計というものが多く予想されるが、21億円の維持という観点で見解をお願いする。

④ P191、ごみ最終処分場の運営管理の費用だが、その中での光熱水費の150万円程度について、発電をして少しでも節約ができないのか伺う。

金野課長

① 予防接種の健康被害ということで過去にあった分について年金として支払い確保している分についてなので、委員が言われたこととは関係ない。

② 救急搬送についてはゼロ件である。利用者が多くなっている原因としては、19年度にインフルエンザがはやった分で若干人数がふえている。コンビニ受診はない。

南副主幹

④ 発電についてはリサイクルで行っており、当市の処分場とは線もつながっていないので、残念ながら利用できない状態になっている。

吉井課長

③ この繰り出しについては、法のルールに基づいて行っていくのが基本方針である。今回病院関係の入札が終わりスタートしたわけで、今後建築費分等いろいろ発生し負担もふえてくるが、国保病院の赤字補てんの繰出金が平成26年で終了

するといった改善面もあるので、そういったことも考え合わせて繰り出しについては継続したいと考えている。

委員長
本 間

他に質疑はあるか。

P16、17、医療全体ということでかかわることになるが、高齢化が非常に進んでいることで予防医療の観点からいろんなことをしているということだと思う。正直かけている金額的にも割りと少額という印象を持っているが、この予防医療に対する活動と医療費の削減効果に対する押さえはできているのか、あるいはできる方式というものがあるのか、どのような感じなのか伺う。

織田副主幹

予防医療という観点では、老人期においても健康づくり課だけでなく包括支援センターやいろんな課と合同で予防事業をやっている。ことしから始まった特定健康診査というのも一つの予防事業のメタボリック予防ということでやっており、医療費削減効果をねらっているところだが、すべての事業において医療費を削減するというのはかなり厳しいというのが現状と思う。実際に数値的な効果というのも個々人で見ると上がる方も多くなってきているが、医療費はかなり膨大な額なので全体像で比較することは難しいと思うが、向こう5年間の特定健診等で生活習慣病改善及び高齢者の予防事業ということでは、温泉を利用した健康づくりなどを含めながら全体でとらえながら医療費削減効果をねらって事業を進めているところである。

本 間

押さえをするのは非常に難しいと思うが、自治体によってはこういうことをやってこれだけの医療費削減効果があるといったことを大きな声で言っているところもある。きっと何か算出の方法があるのではと見ているが、そうしたものは本当にはないのか。また、そういう医療費削減効果が出ていると発信をしている自治体は、どのような根拠に基づいてやっていると思うか伺う。

織田副主幹

非常に難しいが、事業ごとの効果ということで一つの事業をやりながら医療費削減ということで、参加者の状況と非参加者の状況を見比べて参加者側の医療費が明らかに変わっていることは小集团的に比較することは可能である。全体的に医療費が削減した長野とかは、県単位でといった部分も出ているのと医師会側とも共同し、地域と医療側が共同して全体的な予防を活動しているところで、県単位での医療費削減も実際に数値として表れているのは事実としてあるようである。

本 間

もしそういうことができる方式があるなら、かなり重要な課題になると思うので、ぜひ調べていただきたい。

委員長
井 上

他に質疑はあるか。

① P187、P189、使用済食用油燃料化推進事業に要した経費 869 万円、次のページの車載燃料化の関係で 385 万円、植物油前処理プラント購入費の 312 万円について、これらは全部関連していると思うが、国のどういう補助に基づいてこのようなことになって、環境問題としては金額的に大きなものになっているがその効果とこれからの対応がどうなっているのか伺う。

② 他会計繰出に要した経費の 21 億何がしだが、これが大きな繰り出しの実態だが、これに基づいて各会計のバランスの問題も変わってくる。ルールと言われたが最小、最大のルールがあると思う。滝川の場合、このルールが各会計で違うかもしれないが、国が決めているルールと比較してどうなっているのか概略的でいいので説明願う。

橋本主査

① 使用済み食用油の燃料化の中身については、車載型専用のてんぷら油を燃料として使うための装置があり、それをごみ収集車 4 台、公用中型バス 1 台の計 5

台に導入している。車載装置に供給する前の前処理というか、微細な異物等を取り除くろ過装置が前処理プラントということで、タンクも合わせた設備整備にこれだけの金額を要している。昨年については市内に24カ所回収ボックスを設置し年度末までに計4,800リットルを燃料として消費している。4,800リットルを軽油の代替として使ったことによるCO₂の削減効果としては、12.5トンくらいが推計値として出せるということである。19年度においては油の質の問題等もあったので、これの改善を図りながら対策をほどこしながら安定的に使っていききたい。財源内訳については、農水省のバイオマスの交付金を利活用交付金ということでこの半分を国から交付金として受けている。

景由主査

② 国のほうで出ている繰出基準にのっとって繰り出しをすることを基本にしている。ただ、国保会計19年度決算で繰出金のうち1,500万円という赤字解消分を繰り出しているが、これについては国では基準がなく、滝川市独自である。病院のうち旧江部乙診療所の累積赤字欠損分について、毎年6,200万円を赤字補てんということで繰り出しているが、これについても滝川市独自の繰り出しということになる。病院の改築分については建物分は繰出基準額で繰り出すことになるが、現状の繰り出しについては交付税措置額で繰り出していることで、若干繰出額が少なくなっている。病院については幾つか繰出基準が決められているが、滝川市としては特別交付税で措置されている額と普通交付税で措置されている額について繰り出しをしていることになっている。ほかについては、基本的にルールどおりとなっている。

井 上

① 油の関係の補助だが、補助が当たっているうちはいいが、こういう事業がどういふスパンで何年くらいまで続くのか。CO₂削減はいいことだが、一般的に非常に高くつく。それを補てんするために国の補助があってそれを促進させるというのが一般的な事業の精神になっていると思うが、例えば、ごみ収集車4台でそれを使ったときと普通のガソリンを使ったときの比較的なものはどうなのかを含めて答えていただきたい。

② 各会計がこの繰り出しによって赤字に転落するか、黒字を維持するかいろんな問題がある。その辺の考え方については、一般会計の市の理事者の考えになってくるが、特別交付税の部分できちんと措置しているとのことだが、そういうものはきちんと色分けされているものなのか。実態的にどのような処理になっているのか伺う。

橋本主査

① 使用済み食用油の事業の収支バランスだが、当初の計画においてこの補助金を除いた持ち出し額を年間予定数量いけば単価が普通の軽油を買うよりもコストが安いということで、4年から5年で持ち出し額の分を穴埋めする分のメリットが得られるとの試算で進んでいるので、これを超える限り持ち出しが続くというような事業にはしないということで始めている。

高橋部長

② 基本的には、特別会計、企業会計、独立採算が基本ということである。ただ、やはり公費負担がルール化されているものもある。そういう部分について、基本的には標準行政費、地方交付税の中に含まれてくるので少なくともその部分は繰り出しをするのが原則である。病院などは普通交付税と特別交付税とがある。特別交付税の中にはルール化されている12月分と3月分ということになるが、病院の関係は特に自治体病院開設者協議会といったところからトータルで特別交付税に入っている単価などが明示されてくる。そういう部分で本来12月特交以外は明確ではないということはあるが、そういう単価が明示されて算入がはっきりして

いるということで特交分についても全額繰り出すということを今までやっている。下水道関係も一部特交というのがあり、今下水道は企業会計への移行をやっており、その移行経費の一部が特交の経費ということで19年度だと公営企業移行分ということで1,000万円算入しているので、それについても下水道会計への繰り出しの財源というかそういう形にしている。特にこの下水道会計も額がかなり多いが、投資がかなり多いことで、特に行政負担と言われるのが雨水処理である。これについては、下水道を使っている方々から受益者負担として使用料をいただいているが、これは汚水処理の分ということで、雨水処理にかかる分は全部一般会計負担というルールとなっており、基本的には地方交付税等で措置されているという考え方である。

井 上

油の関係について、この中の半分ということで補助金の対象というのは金額的にどれがどうなっているのか。補助はいつまで続くのか。

橋本主査

対象額としては868万2,225円になっており、このうちの2分の1ということで432万8,000円が国から交付金ということで出ている。単年度補助金なので1年目の設備整備に対する補助金ということでこれで終わりである。

委 員 長

他に質疑はあるか。

山 腰

中空知衛生施設組合の負担金、ごみ処理センター等を含めて5億弱については、適正に執行していることで文句はない。組合議会もあるのでいずれ議論になってくと思うが、これから事業を拡大し負担金もふえてくと思う。願わくば滝川市民としては負担金が少しでも安くなればいいわけだが、そのためには歳入を考えなくてはならない。今から四、五年前に赤平の火葬場が閉鎖したときに、組合サイドで滝川の市民要望でもあったペット焼却場と霊園の建設という声が非常に高くなった。赤平の民間業者がいち早く手を挙げて動物焼却場をつくるということで、赤平の役所と調整がついた経緯を知っていると思う。そのときに事務組合としてはゴーサインを出してこの計画をやろうではないかと、ときには深川にも賛同してもらって調査をしようではないかという動きがあった。それ以降全くその話を聞かないが、ペットの焼却については民間に持って行ったり、ごみとして処分するなど自由だが、砂川は市民優先権を与えて滝川市民は使うことができないという現状である。滝川市としてこれだけ事務組合をもった市町村を持っていながら、どうして前向きに進めていかないのか。なぜ今言うかという予算のときに言ったのでは間に合わない。何年後になる。そういうことをきちんと決算を踏まえて新年度に予算編成をするときに意見を出しておかなければ議論の余地にもならない。そんなことを検討しているのかどうかを伺う。

西村部長

赤平のほうが開鎖されたとき、施設組合としてはペットを焼却するということで転用をかけている。質問は衛生施設組合総体だが、歳入を確保する方法として今赤平のほうに入っているペットについては中空知と深川地区と聞いている。あと近隣でペットの焼却炉があるのは神居古潭で、ほかどこにあるのか実態は把握していないが、衛生施設組合としてペットを受け入れる地区を拡大することが可能かどうか勉強してみたいと思っている。

山 腰

勉強はいいが、既に赤平に民間の焼却場ができるときに、事務組合がやるから民間は出ないでほしいと言った経緯がある。赤平に焼却場があろうとなかろうと、滝川市民が市内で使える焼却場と霊園が必要である。市民は管内でも非常に肩身の狭い思いをして砂川の市民権を借りてやっている人までいる。民間に行くと何万円である。どうして組合で考えないのか。組合でなければ滝川市で考えないの

か副市長に伺う。

副市長 ペットは家族同様に愛着もあると聞いている。ただ、今までの経過、赤平の件などをきちんと調査、分析してその辺が一部事務組合で可能かどうか、それぞれの事務局長会議というものもあるので検討させていただくが、今一番の私どもの衛生施設組合の悩みは燃えるごみなので、その辺も含め今後の衛生施設組合のことも含めて調査、研究させていただきたい。

山 腰 ぜひ検討してほしい。今滝川の市民はペットが亡くなったときにどう始末しているのか。燃えるごみか燃やせないごみか。

南副主幹 おおむね30キロ以下の犬、猫などの小動物については、動物用小型焼却炉ということでそれ専用の炉が赤平の元の人間の炉だが、そこで週に一、二回焼いている形である。ただ、何体も一度に焼いているのでペットのお骨をくださいというのはできない状態である。

山 腰 犬や猫は年間どのくらいいるのか。

南副主幹 北空知地区も入っているんで、全部については今資料がないのでわからないが、くらし支援課で運んでいるものについては、主に行き倒れて25頭、あと土木のほうで運んでいるものもある。個人で運んでいる頭数については今資料がないのでお答えできない。

山 腰 検討するということだからよい。実態はもっと多く、需要もすごくあると思う。次の予算の時期に反映できるよう検討いただきたい。

委員長 他に質疑はあるか。

山 口 P185の休日夜間急病センター、事務概要のP107、同じく急病センターだが、経費と運営状況はだいたいわかるが、医師の受け入れ態勢というか、医師報酬も出ており、どういう構造になっているのか、派遣が来ているのか。看護師はどうなっているのか伺う。また、市民から要望や苦情が出ていればお願いする。

金野課長 医師の関係については、全員が札幌の市立病院と北大病院からの派遣である。看護師については、10名程度がローテーションでやっており、時間的には土曜日勤務、午後2時から翌朝の午前9時まで、日曜日は午前9時から翌朝8時までということをやっている。苦情等は特にない。

山 口 医師と看護師は常時1名ずつと確認してよいか。

織田副主幹 医師に関しては土曜日、日曜日、それぞれ1名ずつである。看護師については日中の一番人数が込むときには3名体制とか、準夜勤で2名、深夜には1名ということで患者数に合わせて体制を考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で衛生費の質疑を終結する。

次は民生費だが、所管の準備ができるまで暫時休憩する。

休 憩 14:45

再 開 14:56

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

民生費

委員長 民生費の説明を求める。

狩野部長 (民生費について説明する。)

委員長 説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺 ① P161、昨年まであった精神障害者自立支援費、140万円程度だったと思うが、同じく精神障害者福祉対策費760万円程度がどこかへ行ったと思うが、移ったと

ころ、款・項・目を教えていただきたい。

② P165、重度障害者タクシー料金補助事業に要した経費が144万円ほどあるが、これも先ほどの事件とかかわりが出てくると思うが、重度障害者の程度をどのように判定し、どのようなタクシーを料金、行先をどのように、使用した人数等を願う。

③ P165、滝川新生園については、除々にふえつつあるわけで、知的障害者の社会的活動としてアイガモの飼育はいいことと思うが、経費がだんだん多くなっている理由、園生が必ずしも多くなっていないと思うが、人数について伺う。

④ P167、老人クラブ連合会の補助金を1年で減らすと大変ということなのだろうが、5万円ずつほど減ってきている。市長は丈夫で長生きしてくださいとあいさつしているそうだが、総会でそのようなあいさつをしているのに対して除々に減らしていることで老人クラブの方々はどう言っているが、役員の方々はどういう減らし方に対してどのように交渉や話し合いをしているのか伺う。

⑤ 参考資料には泉町の共同浴場への補助金が出ているようになっている。東町に一昨年建てられた共同浴場があるが、これも資金が大変足りないので地域で資金パーティーをやったりしている。泉町の共同浴場への補助金が出ているが東町へは出ていない事情について伺う。

⑥ 三世代交流センターの経費について、これも運営管理を代行してもらうようになったが、昨年よりも少し多くなっている。公民館は12館合わせて500万円足らずの管理費でやっている。1館当たりの管理費は低いが、よく似たような三世代交流センターが何倍も多く使うとは思えないが、公民館の運営管理費との関係を説明願う。

⑦ P171、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭、母子家庭、母子福祉など全体にかかわる問題だが、両親が社会的に自由でないところにおられて、子供が六、七人残されており、長男が20歳くらいだそうだが仕事がないそうである。妻の両親、つまり祖父母が子供たちを養育しているらしいが、これだけの項目がある中で社会的に孤児のような方々を保護したり、補助したりするのも市町村の役目ではないかと思う。祖父母のほうの収入も極めて少なく、財産はあるが家屋を売ってしまっただけは孫を養育する場所もないというようなことを言っているようで、昨年の事件から市民的な目で公平に見ると、この子供たちをどうしたらよいのか。祖父母に預けてそれでいいというものではないと思うが、見解を伺う。前の事件のようにゆすりのようにどんどん出すと思えば、社会的に孤児になったような子供たちを祖父母が見るといえるときに、法的なことやいろんなことがあっても市町村でしっかりとこういう子供たちを見なかったら、子供たちの行く末に問題が起きると思う。そういう意味でこれらの解決をこういう経費の中で出せるとか出せないとかしっかり答弁願う。

⑧ P177、生活保護費に要した経費だが、ここでもう一度、片倉容疑者が今は収監されているが、その夫婦に19年度の4月から11月十何日まで、一部は12月まで支給したそうだが、そういう総額の費用を今まで委員会の中でもそういう表はなかなか出なかった。最終的に一覧表のような発表を願う。勝彦分とひとみ分とに分けて1家族の場合はそのまま片倉家族と言っていたきたい。まず、生活保護費が幾ら出されているか。病院のタクシー以外のいわゆる医療費関係について伺う。次に、そのために出されたタクシー代の総額について、逮捕後に支給した生活保護費について、最終的に片倉一家への保護費の一括総支給額につい

て伺う。

国嶋副主幹

⑥ 公民館の比較ということでは申し訳ないが手元に資料がない。三世代の運営管理の指定管理負担金として利用者の使用料見込み及び臨時職員の人件費、館に要する光熱水費、通信運搬費等の差額で指定管理費を見込んでいる。また、この建物については、1階が西町のデイサービスセンター、2階、3階が三世代交流センターということで、1階も介護施設として管理している社会福祉事業団のほうに指定管理負担金として積算し委託している。

谷本副主幹

① 平成18年に障害者自立支援法が施行され制度が変わり、身体障害、知的障害、精神と3障害が一元化されたことに伴い項目が変わっている。精神障害の自立支援に要する経費は、同じP163にある障害者自立支援給付に要した経費の中に包含されている。精神障害者の福祉対策に要する経費は、同じくP163に記載の障害者地域生活支援事業に要した経費の中の地域活動支援センター事業委託料の中に含まれている。

③ 新生園の通所者数だが、19年度は定員20人のところ17人である。そのうち滝川が14人、砂川、赤平、雨竜が各1人で合計17人となっており、現在も17人の通所である。

② タクシーの利用券については、19年度は対象者数436人に対して交付者数156人で、交付枚数が3,498枚、利用枚数が2,698枚ということで、利用率は77.1%となっている。

深村主査

④ 老人クラブの補助金については、北海道補助金等交付規則並びに老人クラブ等運営事業要綱によって、北海道が補助単価を設定し予算の範囲内で交付している。負担割合は道、国、市がそれぞれ3分の1ずつということで、積算の基礎は連合会1団体当たり並びに会員数、クラブ数に応じて補助金が決められている。したがって、会員数、クラブ数の減等により、また補助単価の減少も加えて19年度の決算額は減少となっている。なお、老人クラブ連合会においても、19年度中に内部の改革委員会を立ち上げ、役員構成等の見直し等を図っていると聞いている。市としても単独の上乗せ補助ということには財政状況からなり得ないが、事業補助と各種相談には対応していきたいと考えている。

国嶋副主幹

委員長に確認したいが、決算委員会場で生活保護世帯、個人名を出した世帯についての内訳を回答してもよいか伺いたい。

委員長

ここで休憩する。

休 憩 15:20

再 開 15:22

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。生活保護費に要した経費の部分だが、片倉関係については、既に報道されている部分もあり一般の保護家庭とは違うので、ここで答えられる部分で答えていただきたい。児童手当についても決算で支出しているということであれば答えていただきたい。

国嶋副主幹

⑧ 夫婦世帯、主世帯全体の生活保護費だが、19年4月からの分で224万5,909円になる。医療費は夫の分で240万9,670円、妻の分145万7,120円、その他世帯員分として14万2,210円で医療費計は400万9,000円になる。介護タクシー代だが、夫7,360万円、妻5,505万円である。逮捕後の生活費として出ている生活保護費としては24万3,154円になる。以上申し上げた額の総支給額は1億3,514万8,063円である。

橘 課 長

② 先ほど重度障害者タクシー料金補助事業に要した経費144万2,735円につい

て質問があったが補足させていただく。渡辺委員から対象者、タクシーの種類、人数、発行枚数、行き先という質問があったが、対象者については説明したとおりだが、タクシーの種別については、市内の小型・中型というのがあり、基本料金でいくと小型が 530 円でこれを超えた分が利用者の負担、中型は 610 円でこれを超えた分が利用者の負担である。行き先についてだが、利用者には 1 カ月に 2 枚の権利、年間で 24 枚の権利があるので、行き先については自宅から買い物、病院でも結構である。

佐々木課長

⑦ P171 のそれぞれの扶助費については、それぞれで要件が違う。例えば児童手当であれば、小学校 6 年生までの子供がいるということで父親が扶助していない場合は子供たちと同居しているとか生計維持をしているとかの要件があり、そういう場面で欠けているということで支出事由証明とした事例もある。児童扶養手当であれば、18 歳未満の子供がいて母親の所得が働いて超えたということで支出事由証明ということでいろんなケースがある。

渡 辺

今の子供たちの問題について、どこからか請求があった場合は出すとか、出せないなら出せない理由をはっきりと伺いたい。どうして祖父母には渡せないのか。子供たちに直接渡すわけにはいかないということか。収監されている親が申請しなかったら子供たちにいろいろな費用が支給されないといったことがうわさになるとまずいと思う。法律、規則、実態に基づいて、どうしたら子供たちを幸せにできるのかを考えるべきである。事件に付随してこういうことが尾を引くというのはまずいことである。一方では出し過ぎて、一方では祖父母に言わせれば腹いせで出さないのだろうと言っているとかといったことまで聞こえてきて、やっぱり公平な立場で物事をやらなければ子供たちを結局は祖父母が養育できなければ、ばらばらにして施設にやったらいいとか言った人がいるとのうわさもある。祖父母がしっかり教育するということであればそれを支援し、祖父母に本当にどれだけの財産があるのかといったことをしっかり調べるのが係とか滝川市ではないのか。いろんな手当があるがどこかに該当しないのかとか、ここの部署が一番該当すると思うので、それらについてしっかり対応しないと問題がいろいろと派生してくると思うので、前向きに事件が変にならないようにお願いしたい。

委 員 長

意見としてはわかるが、答弁できることがあれば答えていただくことで、なければ決算になじまないということ打ち切りたい。答弁はあるか。

狩野部長

確かに渡辺委員が言われたように公平・公正な立場で、しかも要件に該当するかわからないかをきちんと調査した上でこれまでも今後も対応していきたいし、それに対しての不服申し立てという制度もあるので、それはケースバイケースということで、我々は要件に合致するかわからないかを適切に判断して対応していきたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。

本 間

P173、保育所関連だが、事務概要 P88、収容人数と在籍乳幼児数の関係で、流れを見てみると平成 10、11、12、13 年は若干定員割れしており、14～17 年は定員オーバー、その後は定員割れになってきている状況と押さえられる。この場合の保育所の料金改定との相関関係について見解を聞かせていただきたい。もちろん少子化であることは紛れもない事実なので、そのことについては若干減ってくるのが当然と思うし、定員割れもあるのはやむを得ないかもしれないが、その部分をお願いする。また、例えば定員割れと実際に連動する部分を見てみたが、定員に対して 8 割となっている。予算の立て方がどうなっているのかわからないが、P173、備考欄の賄材料費 1,777 万 1,762 円で 18 万 8,417 円の不用額が出ていると

いうことは、もともと少ないということを見越して予算立てをしていたのかと思う。どのような執行をしたのかということも含めて伺う。

佐々木課長

定員が近年460名ということで在籍数はいつも70～80%で始まって徐々にふえていき、ここ2年間は定員をオーバーしており最終的には480人という状況である。左の表が定員で年度当初は426名で少しずつふえていって最終的にはこの施設の許容範囲である480名になっており、決して近年は落ちていない。数字的に言うと平成17年は4月466人だったのが3月498人、平成18年は4月411人が487人、平成19年は最初417人が480人ということで最終的には定員を超えている状況である。

本 間

15年、16年の4月に470人を超えているが、3月にはすさまじいことになるのではないかと。定員オーバーしそうになってくると逆に不安な感じがするがいかか。書類の押さえとして4月1日は少ないということが恒常的にあるとすると、これは分析不可能な書類になってしまう。定員オーバーしていることの度合いといった感覚的な押さえが違う感じがするが見解を求める。

佐々木課長

平成15年のときは定員がもう少し多く、そこからスタートしてふえていったという状況であることと、定員から例えば460人からどれくらい入れられるかといった施設の収容力ということで、そこから保育所の場合は入所できることになっており、小さい子供たちの場合は1.68平米、大きい子供たちの場合は約2.0平米ということで、そこから割り返したときに滝川の施設は480人前後くらいの定員から超えた数20～30人である。15年度のときの定員については後ほど回答する。事務概要の左側に年度当初入所児数426人、右側に年度末が480人となっているが気づき部分があるかもしれない。

本 間
委 員 長
副委員長

了解した。

他に質疑はあるか。

① 資料要求で異論があったことで、高規格タクシーが当時、札幌や旭川に何台あったのか。消防署の認可がなくてもストレッチャー対応型と言われる大型タクシーがどれくらいあったのか伺う。

② 資料でいただいた運輸局の自動認可運賃・料金表に違反すると法律でどんな罰則あるいは行政処分等があるのか伺う。

③ 資料要求では同水準のタクシーの当時の相場の見積もりを取りたかったのだが、賛同を得られなかったので質疑する。11月17日の逮捕以降、当時の相場はどのくらいなのかということで見積もりを取ったことがあるのか。あれば数字を示していただきたい。

④ 検証委員会への資料が出されたことで1点伺う。移送会社ホームページがある。これは札幌の株式会社フジネットという会社で当時4台持っていたそうである。標準医療装備とか消防局の認定証など全く今回の札幌と同じようなものでインターネットではかなり出てくるが、当時インターネットで探すことができなかったのか、それとも知っていたのかについて伺う。

⑤ 主に副市長に伺う。2007年5月に監査委員が副市長に渡した130ページものの調査報告書の扱いと効果について伺う。これが私が情報開示請求で得た資料だが、この内容はかなり突っ込んだ中身が書かれている。自動認可運賃の時間制で計算したら約13万円になると手書きのメモが書かれているほか、本当に当時見ていれば十分改善できたと思われるものがある。副市長はこの資料にしっかり目を通したか。また、指揮監督権を発揮するというところでどのような行動を取ったの

か伺う。

⑥ 副市長は市長に説明したのか。市長はこの資料にきちんと目を通し、どんな行動を取ったのか伺う。

⑦ 私の調査では、支払ったタクシー料金、運賃分が運輸局の認可料金を超えた可能性が極めて高い。5月に受け取った130ページにわたる監査委員からの調査結果には、運輸局から情報入手をすべきだということも記載されている。福祉輸送運賃は運輸局認可の利用料金によると記載されているが、当時、福祉事務所は運輸局に問い合わせをしたことがあるか。また、この決算を迎えるに当たり、基準を超えて支払ったと考えているか、それとも基準内で支払ったと考えているかについて伺う。この点で抽象的な答弁では困るので、運輸局の基準にのっとった場合、上限価格で結構なので時間制及び距離制で滝川に迎えに来て札幌に連れて行って滝川に戻して札幌に帰るということについて、距離制及び8時間の時間制で6万円の介助費をつけているので、この6万円を足して長距離割引、福祉割引など、距離制のみストレッチャー割増がつけられるが、どんな計算になるのか計算例を示していただきたい。具体的には片倉勝彦、片倉ひとみの25万円の見積書と同条件で示していただきたい。また、そもそも運輸局料金という制度があることを副市長が知っていたか伺う。

⑧ この130ページの資料は、どの職員が見たのか。名前は知らないが役職や人数を伺う。また、どのような会議を持ち、副市長がどのような報告を受けたのか伺う。

⑨ 福祉事務所では、130ページものの資料についてコピーもメモも取っていないと聞いているが、なぜ取らなかったのか、重要と考えなかったのか伺う。また、副市長はコピーやメモを残したのか、まるまる保存したのか、それとも監査委員に返したのかについて伺う。

⑩ 市長は、監査委員の6つの指摘のうちの6点目にあるが、当時税務署に相談していてもどうだったろうかと、要するに相談する意味がないかのような答弁をしているが、相談しないというのはだれの判断か、あるいは相談することについてどんな議論があったのか伺う。

⑪ この130ページものの資料は、内部調査委員会にまると提出されたのか、一部が出されたなら何ページくらい出されたのか伺う。

⑫ 監査委員の指摘の4番目で、他社の移送会社の変更の可否ということで、複数の移送会社から見積もりを徴し新たな移送会社へ移行ということで、この中には札幌の福祉タクシーの電話番号まで入ったリストや近郊の例えば砂川市立から札幌の片道五、六万円で相談に応じるとか、これは介護員2名、看護師1名の3名つきである。奈井江町福祉タクシー友愛さんは札幌片道1万5,000円で同じ形のハイエースである。滝川市の北星交通は札幌片道3万円、ストレッチャー対応可と書かれている。ここには福祉輸送運賃として運輸局認可の利用料金による距離制運賃、時間制運賃などということでもいろんなことが書かれている。本州の例で言えば、民間119番という資料で那須福祉サービスという会社で202キロで6万2,790円、所轄消防本部認定の患者等搬送乗務員が乗務し云々。あわせて迎車回送料金、お迎えは2キロメートルを限度として幾ら取っても570円、障害者手帳、療育手帳の提示で1割引き、例えば50キロメートル離れたところへ行く場合は1万2,500円ということで、これをよく見れば複数の移送会社に見積もりを取ろうという気にならなかったのはあり得ないと思うが、当時、複数の会社から徴

すということをやったかやらなかったか伺う。

⑬ 検証委員会として札幌市や旭川市の高規格タクシーの実態調査、つまり民間救急車と言われるものの調査をしたのか伺う。

⑭ 18年5月24日にただ1つの相見積もりを取っている。この会社は消防局の認定を受けた高規格タクシーなのかどうか、それとも北星タクシーと同じような消防の認定を受けていないところなのか伺う。

⑮ 先ほど副市長が運輸局の運賃制度を知っているか聞いたが、検証委員会でこの運輸局の運賃のことがどんな話題になったのか伺う。

⑯ 唯一タクシー会社から18年5月にファックスでもらっているが、内部検証委員会の中で検証するのに、「福祉事務所を通じて電話で確認した」と内部検証報告書に書かれているが、市役所の中でいかに内部検証とはいえ、検証される立場の福祉事務所を通じて電話で確認させたというのは、検証の姿勢そのものに問題があったのではないか。なぜこういう無責任と思われる、あるいは客観性を疑われるような確認の取り方をしたのか。

⑰ 妻については、全く重篤ではないわけで民間救急車が必要ないことは、内部検証報告書の中でもストレッチャー対応型が必要とは一言も書かれていないが、とにかくこの札幌介護福祉交通の料金は安いことで採用したと書いている。Hタクシーは8時間貸し切りで28万8,000円、もう一社取ったIタクシーは待機料金含めて8時間貸し切りで26万円となったことから、これらと比較し妥当な価格であると判断している。ただし、酸素等を必要としない妻の見積もり金額が主と同額であることに疑問を持ったが、当然タクシーの内容は別で、主と同様なものの料金設定ではないが、主は既に利用期間も長く、かなりの割引にしており、妻は初めての利用なので通常の料金で、25万円が通常料金とのことである。この時点で相見積もりも取っていないことで、適正にやろう、検証しようという姿勢があれば、当然ひとみのときは高規格でないものを選んでしかるべきだったという検証をなぜしなかったか全く理解できない。この点について、検証の姿勢が問題だったと思うがいかがか。

⑱ 今回の生活保護費不正問題の検証調査、市民対応、マスコミ対応などでかかった経費と人員の総額について伺う。

⑲ 会計課から個人口座に振り込まれたが、結果として振り込んだ金額のうち正当な債権者である高寿福祉興産に届いたのは幾らか。届かずに途中から還流して片倉などに流れた金額は幾らか。これは既に結審、判決が確定しているので、かなりの線で数字を把握していると思うので、18年度、19年度の総額で答えていただきたい。会計課としては、所管の福祉事務所にも同様に責任があるが、委任状を取って債権者以外に支出すること自体が例外である。ところがこんな2億4,000万円も委任状すら取らないで結果として半分くらいが債権者に届いていないというのは結果論では済まされない。これはまさに地方自治法第232条の5の「普通地方公共団体の支出は債権者のためでなければこれをすることができない」の違反ではないかと思うが考えを伺う。

⑳ これも検証報告書の中で答弁と違う表現が書かれている部分だが、「当時、その地区に民生委員はいなかったの」と第三者委員会の検証報告書には書いてあるが、答弁では民生委員はいたがこういうケースなので直接市が担当したとのことである。そもそも民生委員にそういった説明をしたのかどうか。本当はあなたに見てもらうのだがこういう例なので役所が見るとしたのかどうか。また、その

民生委員の地区は、片倉家以外はその民生委員に担当してもらったのか伺う。

②① 移送費の最小限度の実費の考え方について、移送費は最小限度の実費とするという医療扶助運営要領第3の9をどう解釈するかがこの問題の焦点だが、検証第三者委員会報告書は、最小限度の実費について、地域住民の視点に立ったときに均衡が保たれたものでなければならないと述べており、この第三者委員会の考え方を認めるのか、認めないのであればどのような考えで最小限度を決めようとしているのか伺う。19年度の移送費の実例として、札幌にJRを利用して行く場合に、普通、特急自由席、特急指定席といろいろあるが、福祉事務所はどのような基準を設けてやっているのか。また、実績について、普通が何件、特急自由が何件、特急指定が何件、バスが何件というような形で伺う。

②② 医療の移送費ではないが引っ越しの場合は、公共料金ではないので見積もりとかして最小限度の実費とすると書いてある。ただ、荷造り及び運賃を要するときは実施機関が承認した必要最小限度の額を認定して差し支えないとされている。2007年度の引っ越しについて、なければその前でも構わないが、引っ越し移送費について、必要最小限度の額をどのように決定していたか、見積もりによる場合は何社以上としていたか伺う。

②③ 市内近郊タクシー会社の実態把握について、「市内の会社には電話も確認もしていないが、市内にストレッチャー対応型タクシーがあることは知っていた」と書かれているが、事件で使用されたものと同型のトヨタ・ハイエースで同機能、つまり昇降機、ストレッチャー、車いすを装備している車両、キャラバンとハイエースは全国で何万台と普及している車だが、同じような車両が信頼性の高い地元の手頃なタクシー会社にあつて10年前から4台を保有し、ほぼ毎日、ストレッチャーなどで滝川市立病院、旭川などに搬送している事実について、福祉事務所は知っていたのか伺う。

②④ 内部検証報告書P29、2006年5月31日には所内で対応を協議し、監査委員指摘の調査確認事項のうち、①移送会社に請求明細の提出を強く求める。③医師の診断書についての状況把握。④複数の移送会社から見積もりを徴し新たな移送会社へ移行。の3点を中心に検証し、①、③については早急を実施し、④については状況を見ながら進めることと記載されているが、⑤、⑥については言及がない。当時の福祉事務所の打ち合わせでは、運輸局や税務署への情報入手、調査依頼については、やらないという結論になったのか、話もしなかったのか、どんなことだったのか伺う。

②⑤ 秘書課に何度か片倉が来たということはこれまでも答弁しているが、5階で福祉事務所長や所員を含めて、秘書課が入ったり入らなかったりするが、片倉と会った回数が何回か伺う。

②⑥ 見積もりや請求書の中には酸素については入っていないが、どういう扱いをしたのか。料金はどこに含まれていたのか。

②⑦ 見積書の矛盾についてだが、一つの例として18年10月5日に20万円というのがあるが、1時間当たり2万1,250円掛ける8時間で、8時間貸し切りと書いてある。先ほどの資料を見てもらえばわかるが、札幌はA地区なのでA地区の時間制運賃というのは幾ら取っても1時間4,450円掛ける2で8,900円しか取れない。ところが平気でこういう見積もりが出ている。こういう見積もりに何ら疑問を持たなかったのか。運輸局の料金体系を知っていて矛盾を感じなかったのか、それとも全く知らなかったのか伺う。

㊸ 内部検討報告書P24、18年の9月にこれまでは20万円の料金で対応しており、これに迎車料金、つまり札幌から滝川に迎えに来る料金分を上乗せしてほしいとの申し出があり、ホームページに記載があった滝川 - 札幌間片道5万円の料金から考えても割安であるということで、検証委員会としても片道相当分の迎車料金の5万円の値上げについては、やむを得ないとの判断だったとなっているが、先ほど本州の会社の例を示したように、迎車料金というのは札幌でいうと上限は820円でこれ以上取ったら違反である。これも知っていてこういうことを書いているのか、運輸局のことを全く知らないでいるのか。しかも時間制でやっているのに迎車料金は当然入っていたというふうに取れるわけで、非常に矛盾に満ちた見積書を受けて5万円をアップしてしまったことになってしまっているのか。

国嶋副主幹

①② 当時、札幌消防局及び旭川消防本部で高規格ストレッチャータクシーとしての登録、これは医療法の施行規則に基づくもので基準が定められたものだが、当時は札幌市では4社で、そのうち1社は今回の事件になった会社になる。そのうちの1社については、札幌市への登録は行っているが、主に観光目的の使用と聞いている。旭川について登録しているのは3社で、ただし、3社のうち2社は滝川市は担当エリア外で運行しないということで、旭川に頼む場合は1社のみが対象となる。また、当時の台数については、ホームページ等を確認したが把握できていない。同様にストレッチャータクシー等についても何台所有していたのかは把握できていない。すべての質問、後段の部分にも関連してくるが、資料要求があって配付した資料について説明させていただく。それは北海道運輸局のホームページからプリントアウトしたものを配付させていただいているが、内容としては、一番上がA地区、札幌市近郊の自動認可に係る料金表である。後ろにつけてあるのが道内その他の地区のB、C、Dの自動認可の料金表である。車の大きさ、営業形態により、初乗り幾ら、メーターごと幾ら、上限幾らという自動認可の料金である。4ページ目の国自旅第170号だが、福祉輸送に係る料金設定をする場合は、個別に料金設定をするということなので、メーターの普通メーターであれば、初乗り1点何キロ幾らというのが前段の料金表である。そのほか福祉タクシーとしてケア料金等の設定、まさに今回のような高規格や福祉のケア料金を取る場合は、その会社ごとに個別の料金設定を運輸局に申請し、それを運輸局が審査、認定をするものなので、一般の料金表、自動的に単価が認定されるのを適用している会社もあるし、また自前の装備に見合うだけの料金設定を個別に申請して認可されている料金もある。その差があるということを資料説明として説明させていただく。

委員長

ここで休憩する。再開は午後4時30分とする。

休 憩 16:16

再 開 16:31

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。㊸については決算審査特別委員会になじまないことで削除することでよい。

清水

情報開示請求で秘書課から福祉課に片倉の件で連絡があったのがゼロとのことだがゼロなわけがない。秘書課の性格としてまず所管に返す。秘書課だけで片倉の存在が解決するはずがない。教育部には相当連絡しているが福祉事務所には全然連絡していないというのは腑に落ちない。そういう点で秘書課で片倉が数人と話をするのは異様なことである。保護行政という点ではどうだったのかという質問なので受けていただきたい。

本 間
委 員 長

ゼロという回答を得ているならゼロではないのか。
ここで休憩する。

休 憩 16:33

再 開 16:35

委 員 長
副 市 長

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。

⑤ 資料編を含めて300ページだが、前段に7ページくらいあったと思う。その7ページについてはコピーをさせていただいて全体を見せていただいた。社会通念上問題があるのではないかとということで記載されている内容をチェックしてほしいということで、内部検証委員会の報告書のP43に記載しているが、所としての調査権を徹底的に行使してくれ、訪問の徹底をしてくれ、弁護士との相談を図ってくれ、道との協議を検討してくれ、供託の可能性も検討してくれ、供託の可能性というのは、一時、私どもは払う意思があるが調査した上でという意味を含めて供託の可能性はないのかということを含めて指示をして、所内で協議をし、タクシー会社訪問、運行表の関係とか、居宅訪問、主治医訪問などを行っているという経過である。その時点でどのような行動かということ、まず所としてあらゆる調査権を駆使してしっかりやってくれと、最後に限界があるとしたら警察もやむを得ないということで話をした。これが5月22日から6月1日に警察に相談するまでの経過である。

⑥ 市長に多額の移送費が夫婦に出ていることを金額を含めて調査権の行使を指示したということをお口頭で報告している。この130ページものについては、1項目ずつチェックしてくれということで福祉事務所に返却している。ただし、7ページの総体でまとめ上げられた監査委員の報告書については、コピーを取らせていただいたということである。

⑦ 運輸局の認定を受けている業者かということでは尋ねた経過はあるが、料金体系がA地区というところまでは、その時点では把握できなかった。

⑧ 130ページにわたる資料については、7ページ以外は資料編で、そのときの協議は前所長、課長、補佐、査察と記憶している。6月1日を含めて警察のほうへ相談に行っているのも、まだその時点ではどのようなことになるのかわからず、これは相当な法的問題も絡んでくるということで会議等は持っていない。逮捕直前とか、そのあたりで庁議とかを持って説明した記憶はある。私としても内部検証委員会については、それぞれ事象を取り上げて、事実はどうだったのか、事実はどうして認定したのかという事実関係に基づいてそれぞれヒアリングをする中で把握しとめ上げたものであり、次に市民の目線ということで第三者委員会に委ねたことになる。そういう経過がある中で、私には指揮監督権の指揮権はない。副市長は監督権なので、監督権ということでのもう少し一歩踏み込んでチェックすべきではなかったのかという指摘は受けており、謙虚に反省し、このことについては、結果として市の信用を失墜させたことは重く受けとめて処分を科していただいたところでもあるので、今後もそれらについては謙虚に反省を受けとめて今後に生かしていきたいし、見直しのプランもつくったわけなのでそれを淡々と執行していきたいと思っている。

橘 課 長

⑩ 3月5日に全員協議会があり、その中で市長も答弁しているが、確かに税務署に調査を要請することは可能かもしれないが、そこに至るまでの厳密な調査と根拠が必要である。監査委員からの指摘事項については、早急に実施するものを含めてやれるものからやるというスタンスで臨んだ。福祉事務所としては、副市

長からも指示があり、優先的に警察署に相談と協力依頼を行った。判断についてだが、各市町村に係る業務については、すべて福祉事務所に一任していることですべて福祉事務所の判断である。

① 再度説明させていただく。札幌消防局と旭川消防本部に高規格タクシーということで登録されている業者数だが、札幌は当時4社でそのうちの1社が今回の事件の業者である。さらに、そのうちの1社については主に観光対応でしているとのことである。旭川は3社あるが、そのうち1社のみが滝川までを営業エリアとしている。必ずしも高規格タクシーを備えている場合に消防局に登録をしている業者ばかりではないと聞いている。札幌消防局と旭川消防本部でこの登録を進めている主な理由としては、救急車の濫用を防止するためにこういったタクシーも備えているということで登録を業者に呼びかけて、条件をクリアした業者を消防本部で登録し、ホームページ等で公表してアピールしている。

② 申し訳ないが、これについては承知していない。ただ、北海道運輸局の自動認可なので、その自動認定される料金を外れたということであれば、運輸局の取り消しが一番重い処分ではないかと思っている。

③ 会計検査院等が入ったときにも近郊の見積もりということで依頼があつて複数業者取っているが、当時の見積もりという形では、何年前の見積もりを出してくれということには業者は応じていただけないので、あくまでもその時点で取った見積もりについては、複数社取っている。

④ 株式会社フジネットについては、当時、担当が見ていたかどうか分からないが、記録としてその会社のホームページ等の記録、コピー等はない。

⑤ 当時の地区民生委員はいないと第三者報告書にあるとのことだが、そのような記載はない。地区の担当民生委員が女性ということで福祉事務所が対応すると記載している。また、その担当地区に他の生活保護世帯がいてその民生委員が担当していたかとのことだが、当時、その地区にはほかの生保世帯はいない。

⑥ 移送の給付に当たっては、その方の傷病の状態に応じてもっとも経済的な経路及び交通手段によるとされている。これは、本年4月1日の医療扶助改定でより具体的な表現になっているが、従来から移送に必要な最小限度の額という支給の基準については変わっていない。これは、法定受託事務を実施する中で法や実施要領を遵守するのはもちろんだが、指摘があつたように地域住民の視点に立つてということでは、生活保護行政を進める上でも肝に銘じて進めていかなければならないことと認識している。その実例として、ことし6月30日、通院移送費の改定の見直しが3カ月間設けられ、その中で福祉事務所として検証し、6月末時点で福祉事務所として認定している方は、札幌への通院の方はバスで4名、JRは1名で、普通列車の運賃を認定している。

⑦ 平成18年3月ではなくそれ以前のことと思うが、この引っ越しの扶助費として支給する際には3社の民間業者の見積もりにより決定し支給している。

⑧ 例えば同じ車種、ストレッチャーを載せるだけ、北星さんの例のようなタクシーが市立病院の前等にもとまっているので、その存在は知っている。ただ、今回の支給に際しては、主治医等の意見を参考にして、市内にあるストレッチャー対応型のみのタクシーでは対応できない、酸素をつけるつけないのみではないということで当時は決定し、支給している。

⑨ 先ほど資料の説明をしたが、通常のメーター運賃の自動的に認定される自動認定の運賃、それ以外にこういった福祉タクシーについては、会社によって個別

に認定申請し、運輸局から認定されている料金である。その料金が運輸局に個別に出されている申請内容と相違ないか、高くないかという確認については、申しわけないが当時も行っていない。

同様の理由でその会社の取り組み方、抱えている従業員の規模、台数によって料金設定を個別に申請していると思われるので、それについても矛盾が生じているのではないかと思う。

橘 課 長

⑨ 副市長から上の7ページと資料のファイル一式をいただいた。延べ130ページほどあるが、副市長から福祉事務所長がいったん受け、内容を精査し、まっすく福祉事務所長から監査事務局に返している。よってこの書類を見た職員は福祉事務所長のみとなっている。非常に大事な書類なので福祉事務所長から内容を精査して調査権を行使せよという指示があった。

沼本副参与

⑩ 一部参考資料、新聞スクラップ、病院の案内等を除いてすべてを内部検証委員会、第三者検証委員会に差し上げている。

⑪ 内部検証委員会はアドバイザーを含めて5名、第三者検証委員会は委員8名、事務局体制は専任で2名、それと企画等の応援体制を得ながら進めた。総額については、報酬、旅費、費用弁償等を合わせて67万1,300円である。

高橋課長

⑫ 質問の後段部分について答えさせていただく。委任状がないまま生活保護の関係を支給したのは適切な処理と言えるのかとのことだが、当時、債権者からこの口座に振り込んでほしい旨の申し出が福祉事務所を通じて会計課として確認されたので、その口座へ振り込んだところである。申し出の内容は、タクシー会社の代表者から代表者の個人の口座に振り込んでほしいとの申し出であった。質問にあったこの書類が委任状ということではなかったもので、市財務規則上、一部適切さを欠くところがあったと思っている。

和田主査

⑬ 7ページのものだけだが、資料としては検証委員会は130ページものを把握している。ただ、こういった資料に基づいてそれがまとめられたものが最初の部分にある7ページのものとなるので、そちらのほうのみを配付したということである。

⑭ 検証委員会としては、先ほど副市長から説明があったように、事象を取り上げてその事実に基づいて検証を行うといった形の検証方法を取ったので、検証委員会で新たに見積もりを取ったということはない。

⑮ 検証委員会の中では、内部、外部、第三者ともに運輸局認定の料金であることを福祉事務所のほうから説明を受けていたので、認定を受けているとの説明の中で検討を行ったということで、検証委員会でそういった資料を収集したということはない。

⑯ 検証委員会では運輸局の認定を受けている料金との説明を受けていたので、報告書にも記載されているが、業者の選定、金額の決定の経過が不十分であるといったことも記載している。事実に基づいて検証を行い、そういった見積もりを徴すまでもなく業者、金額を決定した経過が不十分であり、今後の課題について指摘をしたというような経過の報告になっている。

国嶋副主幹

⑰ 18年10月5日、⑱で質問いただいた見積書の中身のことが。(はい) それだったら私どもにいただいている見積もりは、提出した中で時間制の金額の中に含まれていると考えている。

橘 課 長

⑲ 会計課長が答えたが、その前段の部分について、正当な債権者に届いた金額は幾らか、還流金額は幾らかという質問があったが、決算委員会としてなじむも

のか疑問に思っている。確かに前は公判の中で還流金額が幾らと出ていた。手元に公判記録はないが、今私どもで確認しているのは議員の皆さんにはお伝えしているが、滝川市長が原告として3,460万円という架空請求分の訴訟を起こした。それについてはお答えできるが、還流金額が幾らかについては、この場ではいかがか。

委員長
副委員長

還流金額については、決算になじまないということでよい。

決算になじまないどころかこれが決算の一番の中心である。要するに多額の滝川市が支出したお金が暴力団に流れて贅沢三昧に使われたということである。滝川市の血税がそういうふうに使われたということは、決算としては不当な支出と結果としてなっているのだから、これが決算の質疑にならなかつたら何になるのか。今聞きたいのは1億円以上とかはつきりわからないのであれば概数とか幾ら以上という表現、新聞では9,500万円と出ていたが、もう裁判は確定したことでこれ以上の新たな事実はなかなか出てこないの、今の時点で把握している数字といった答弁がいただければよいのだが。

委員長
橘 課 長

所管として金額がわかる範囲でお答えいただきたい。

清水副委員長が9,500万円と言われたが、恐らく公判の事実に基づいて言われたと思う。私どもとしては、正規なルートで請求をいただいて現にタクシーを使っているということで払っている。さっき3,460万円と言ったのはタクシーを使わないで通院した、まさに架空請求、これについては市のほうとしても非常に反省しており、相手方に対し裁判で損害賠償請求を起こしている。還流に対しては、裁判において、刑法においてもっと調べるべきではないか、うちのエリアからはちょっと外れるのではないかと思う。

委員長
国嶋副主幹

そういったことで理解願う。⑭について答弁願う。

⑭ 相見積もりの会社だが、札幌市の消防局の認定は受けていない。札幌市の認定についても、できるだけ登録していただきたいという消防局の働きかけで登録しているものなので、同じように高規格、民間救急の組合、協会に加盟している会社全部が札幌市に登録しているわけではない。普通の北星のような会社かということだが、会社としては普通どうこうという判断ではないが、見積もりを取った中身については、お示ししているように高規格のストレッチャーつきタクシーである。

委員長
橘 課 長

⑭について答弁願う。

⑭ 先ほど答弁の中で含めて申し上げたが、監査委員から指摘をいただき、副市長から福祉事務所に指示があった。早急に実施するものを含めてできることからやるということを基本スタンスに置いた。そこで、福祉事務所としては警察に優先して協力依頼したということである。

副委員長
和田主査

⑯の答弁が漏れている。

⑯ 当時の見積もりについてだが、事件発覚後相場も下がってきて検証委員会名の中でも当時の相場との比較は難しいという話題は出ていた。できれば当時の金額ということで見積もりを取ればということだったが、検証委員会では福祉事務所の査察指導員にお願いして当時の状況を確認していただいて報告していただいたという確認方法を取った。

副委員長

⑳についてだが、運輸局では迎車料金というのは初乗り分しか請求できない。しかも時間制なので迎車料金を上乗せするというのは本来不当な要求だが、これも個別なことということで答弁しなかったのか。

国嶋副主幹

迎車料金については、個別には確認できていない。ここまでその範囲に含まれるのかどうかについては運輸局には確認していないが、指摘のあった札幌の消防局等に登録している高規格ストレッチャーの会社においては、迎車料金を請求するところとしないところがばらばらである。恐らくは個別の申請によってうちは迎車分をサービスするという登録をするのか、うちはこれだけとの登録をするのかという分かれになると思う。

副委員長

① 運輸局の料金から大幅に超えた可能性が極めて高いということだが、今の答弁でこの18年9月25日付福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金についてのP2のケア運賃、これのただし書で「ただし、自動認可を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようという場合は、必要に応じて原価計算書の提出を求め、所要の審査を行うこととする」とある。その中身として①時間制運賃を15分とかに細分してもいい、②一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容に応じて運賃を収受していい、③一定の輸送範囲内において定額運賃を設定するというので、札幌運輸局の旅客第2課に問い合わせた。このケア運賃の個別の料金というのは、自動認可運賃の下限を下回る場合であるということが明確に述べられた。しかも申請なので、審査を受けての個別の料金ということで、当時の高寿福祉興産はこういった申請をしていないということなので、先ほどの答弁の根拠となる個別の料金設定というのは、制度としてはあり得ないということなので、料金表に基づいて計算で示すことを求める。これがはっきりしないと決算の認定ができない。もし、これを超えていたとすれば完全に認定できないということになる可能性が高い。法令と同水準なので、全国で通用しているタクシーの上限をこれで支払ったことになる。ちなみに私の試算では、今回の見積もりは時間制で札幌の場合、1時間7,120円である。8時間で7万1,200円でこれに介助料6万円を入れても13万6,200円である。これは片倉ひとみの場合である。酸素ボンベがどれだけかかるかわからないが、500リットル5本で1万5,000円もかかるのかということところだが、勝彦については障害者割引が効くのでだいたい13万円くらいである。もし、旭川にやっていたら札幌よりも2割も安い。3,720円で8時間で5万9,520円、これに6万円を足しても11万9,520円ということで、相見積もりを取った業者がこういう認定を受けていないということであれば、市内の業者で十分である。何の差もない。札幌介護タクシーというのは、救急車の認可を取ったのは平成17年、北星は平成14年、さっきのフジネットや旭川の業者は平成1桁台に取っている。十何年も病院搬送をやっている会社である。そういう会社だったら5万とかそういう料金が出てくる。けさ奈井江の友愛という全く同じストレッチャー対応つきを持っている会社に聞いたが、メーターを倒して豊平まで行ってきて片道2万6,000円だったそうである。往復で5万2,000円で待機料金を入れても、この辺だと待機料金は3千何百円なので4時間でも1万4,000円くらいなので、そういったことを考えてこの運輸局の計算でいったら幾らなのか。わからないことがあれば運輸局に聞けば教えてくれる。これも計算できないということであれば、今回の決算にどういう姿勢で臨んだのかということで副市長以下の立場が問われると思う。

② 副市長が受けた130ページものが福祉事務所で止まっていたのは、福祉事務所長が会議でどんな話をしたのかによって、詳細に口頭で報告したのか、それとも本当にピックアップしたのか、これは本当にどんな内容か伺う。当時その会議に参加された方が今も福祉事務所におられるので伺う。

③ 結果としてすぐできることからやったというが、どうして他社の見積もりを取って移送会社の変更という監査委員が切実な思いでやった調査報告をすぐにしなかったのか。半日もあれば10社くらいに電話できるのに、それを1本もしないというのは、やらないという方針があったと考えざるを得ないように思う。運輸局もそうである。運輸局の料金は知っていたが運輸局からの情報の入手と監査委員が書いているのに、運輸局に電話1本入れないのは何なのか。そして、多額な移送費を出し続けた。この簡単にできることをなぜできることからやるという方針なのにやらなかったかについて伺う。

④ 高規格タクシーはこういうタクシーだということで内部検証報告書でも第三者委員会報告書でもすごく強調している。高規格のストレッチャー対応タクシーとは、国土交通省の免許と営業所を管轄する消防本部の認定を受けているものとまで書いておいて、主に対し高規格のストレッチャー対応タクシーに係る他社業者の見積もり停止を指示し、札幌市にあるタクシー会社からということで、これは、結局この検証報告書にはうそを書いているのではないかと。検証したときに、この同業他社というのは高規格タクシーかどうか確認をしたのか。片倉の言いなりになっていたのであり、検証委員会もそれに乗ってしまったということで、職務怠慢以外の何ものでもないと思うが、なぜ高規格かどうかの確認もできなかったのか伺う。

⑤ ひとみについて、この時点で地元の会社を使おうと意識が出なかったのは異常としか言いようがなく、検証委員会がこれに追従した。先ほどの答弁では、事実に基づいて検証するのが検証委員会の役割だから、同業他社の見積もりは取っていないとのことだった。検証委員会の役割というのは、当時やっていたことにミスがあったとしたら、そのミスがどこから生まれたのかを調べることであって、事実をただ調べるだけだったら検証の材料集めで検証になっていない。そういう意味で検証委員会の職務怠慢、この委員長であった副市長の職務怠慢は逃れられないと思うので、この点について伺う。

⑥ 2億4,000万円のうちマスコミ情報で裁判では9,500万円が本来届くべき会社が届いていなかった。しかし、これは単なる滝川市の財務規則違反だと答弁された。問題は結果である。2億4,000万円が債権者に届いていない責任はだれにあるのか。最初は社長が個人口座と言ったからと言っていたが、銀行員の常識は本会議で言ったが個人口座は個人口座で会社の口座としては扱えない。何度も指摘をされながら、結局最後まで個人口座に振り込み続けておいて単なる財務規則違反なんて余りにも評価が甘過ぎる。これについて、地方自治法第232条の5違反と考えるのか。副市長に答弁をお願いする。

⑦ 引っ越し代ですら3社の見積もりで支給というのに、片倉は50万円を使ったそうだが、片倉以外の引っ越し代はだいたい幾らか。引っ越しで3社取っているのに、最初は相見積もりもなしで始めたということについては、当時、ここでしっかりしていれば、他社見積もりしていれば、この事件そのものがなかった可能性がある。片倉はバックマージンが入るからタクシーに乗った。初動に大問題があった。見積もりを甘く見たということである。今回の事件のもっともの原因は、18年の3月、4月できちんと見積もりや運輸局への確認など常識的な行動を取らなかったことと考えるが、そういう点で内部検証委員会の姿勢に問題があると思うが、検証委員会の委員長として副市長に仕事を怠る面があったのではないかと。

⑦ 引っ越しの件については、平成19年度の決算にはないので先ほど申し上げた

のは過去の例である。19 年度ほかの事例では幾らかとのことだが、単身者の方、荷物がほとんどない方は四、五万で済む方もおられるし、家族が多ければ市内でも 20 万かかる方もおられるので、引っ越し代については幾らかというのは参考にはならないと思う。

副委員長 ① 質問の中で高規格タクシーの見積もりの中身と北星等の単なるストレッチャーつき対応の見積もりの話がふくそうしているように聞こえる。例に出された奈井江のタクシー会社の例についても、その例についてはストレッチャーを載せるだけで介護人もつかない、ほかの装備もないという会社である。実例として言われた金額についても、私どもがことし 3 月に取った実際の見積もりと開きがある。質問の中身として高規格の示した基準、これとこれがついたタクシーで幾らということを質問されているのか、さらにもう一つ北星のようなストレッチャーを載せているだけのタクシー、介護人なしありの 2 種を求めているのか確認したい。逆にこの 3 月に取った数社の見積もりについて伺う。私は別にごっちゃにしているわけでも何でも無い。例えば北星さんのタクシーは十何年の歴史を持っているわけで、そこにホームヘルパー 2 級を取った方がもう一人乗れば、運転手は持っているのだからそれで成立する。そんなにかけ離れた会社ではない。そういう点でその場合が幾らかを聞いている。札幌介護は介助員だけで 6 万円取っているのだからプラス 6 万円すればいい。北星さんや友愛さんに見積もりにプラス 6 万円したらという話だって、3 月、4 月の段階で当然できたはずである。そういう気持ちで伺っているの、3 月に取った見積もりについて、法人名と見積もり金額、見積もり条件を伺う。

国嶋副主幹 ただいまのお話と先ほどの札幌の消防局認定の高規格というのがつながらなくてもいいということか。消防局認定で高規格という認定を受けていない会社があったが、見積もりを取った内容は同様の内容の装備を備えたストレッチャーつきの相当するタクシーだということ取っている。それと北星さん等にプラス 6 万円となると、介助人の料金はプラスされているが、車の仕様等については高規格ではないということになるのではないのか。今言われた北星にプラス 6 万円というのは同程度の比較にはならないと思う。会社名と金額、仕様ということだが、以前資料では見積もりとかは法人名を黒塗りを出しているが、口頭だと申し上げても構わないのか。

委員長 所管で答えられる範囲で結構である。

国嶋副主幹 旭川の消防局に登録されている業者だが、旭川・滝川・札幌間の見積もりとして貸し切り料金として 10 万 4,320 円、メーター料金として 21 万 7,120 円の見積もりを 3 月にいただいている。その料金に深夜、高速については 2 割増し、時間制運賃として 10 万 4,320 円の内訳としては 1 時間当たり 7,440 円、その寝台割り増し料金はこれの 2 割増しとなる。ケアチャージとして看護師 1 時間につき 3,500 円、8 時間拘束として 2 万 8,000 円、深夜の割り増しについては 2 割 5 分増し、酸素の使用量としては 1,200 リットル 4,900 円のめどで見積もりをいただいている。待機料金は運行料に含まれている。延長料金については時間制運賃で 30 分ごとの料金になっている。奈井江にある高規格ではない一般の往復については、滝川市内から北大病院往復の見積もりを 3 月の時点でいただいたが、6 万 9,030 円となっている。これには介助員、酸素等のその他サービス料金は含まれていない。同じく市内の業者さんでこれも高規格ではないが、往復ドライバー 1 名の場合で 8 万 6,000 円、ドライバープラス介助員の場合で 9 万円、これには酸素、その他

介助員1名以外のものについては含まれていない。以上が私どもが3月に取った3社の見積もり内容である。

副市長

④⑤ 私の職務怠慢というのが問われているが、前段の福祉事務所長へ資料を渡して調査権を行使してくれということが徹底されていなかったことについてどうなのかということを含めてそこをきちんとしないから職務怠慢ではないかという話だと思うが、事務権限委任が福祉事務所長にすべて権限を委任されている中で、私としても法令、違反性をなかなか見つけられなかったということもある中で、それが一步足りなかったことの指摘も第三者委員会で受けているわけで、これは甘んじて受けることになると思うし、今私個人が民法上だと思うが善管注意義務違反で訴訟で訴えられているので、その訴訟の推移の中で職務が怠慢なのか責任はどこにあるのかが問われることだと思うので、その推移はしっかり見ていかなければいけないと思っている。内部検証委員会はただ検証の材料を集めただけでないかとのことだが、この報告書に対しては市民の目線で検証を行うという意味で事件に対する第一段階ということが前段にあってヒアリング等を含めてまとめたものなので、単なる資料集めではないか、職務怠慢、逃れられないということについては、それぞれ判断があると思うが、私は私なりに委員長としてそれぞれの委員とヒアリング等を含めながら事実関係に基づいてやってきた。そのときの甘さがあったのではないかということは甘んじて受ける。もっと調査をすべきだったのではとさまざまあると思う。どうしてそういう判断に立ったのかを積み重ねていったということでもとめ上げて、それは第一段階に過ぎないということで報告書にまとめた立場でもある。これについて、また職務怠慢だと問われるのであれば、それも甘んじて受けなければならないと思っている。

国嶋副主幹

先ほどの見積もりの話に補足させていただく。先ほどの3社に加えて市内の北星、三和、三星さんからも見積もりをいただいているが、今、手持ちで持ってきていないので発表しなかった。

橘 課 長

② 資料については、福祉事務所長に止まっていたということではない。副市長から指示が6点ほどあったが、その6点について資料に基づいて所内で協議をした。その内容については3点ほどあるが、資料は福祉事務所長が見たことは見たが、内容を口頭で所管に伝えているということである。

高橋課長

⑥ 会計課としては、支出の手続きとして、まず債務が確定しているかどうかということだが、それは所管で請求書をいただき、所属長は支出命令書の前段で支出負担行為、金額の算定に誤りはないか、支出の時期は到来しているかといったことを確認した上で会計課のほうへ回ってくる。会計課では、その点について再度確認して支出をしているということである。今回については、正当な請求書があり、所管課での点検もされ、会計課でその処理上で点検をしたところ、その点では正当であるということである。一部委任状がついていなかったということについては、適切さを欠くとは思っているが、そのことが生活保護上、法的に違法かどうかについては所管でないとできないということである。

副市長

③ 監査委員から調査、確認等が考えられる事項ということで6点指摘された。それらを1項目ずつチェックしてくれと福祉事務所長に指示をしたところである。私みずからそこに当たるべきではないかという意見もあると思うが、私としてはその段階では調査をし、記載されていることを含めて当然さまざまな角度から移送会社の変更の可否などについても明記されているわけなので、それについてもしっかりと調査してくれと指示したという経過である。副市長として指示するだ

けでいいのか、職務怠慢でないのかということについては、先ほど言ったように善管注意義務違反ということで私も訴訟の土俵に上がっており、責任が問われているということである。

副委員長

答弁漏れがある。一番のポイントだと言った個別の料金設定というのは完全に根拠がないということを運輸局の担当者の話を示して、あれは下限よりも下の料金を定める場合の話でこの場合には当たらない。上限料金を超える設定というのはどう転んでもこの世界にはない。この自動認可料金の上限を超える運賃設定というのはない。この自動認可運賃表に基づいて8時間で幾ら払えばよかったのかということを試算していただきたい。先ほども質疑したが答弁されていない。

委員長

ここで休憩する。

休 憩 17:50

再 開 17:55

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。所管としては運輸局のこれらについて、どう押さえているのか。

国嶋副主幹

昨日の夕方、清水副委員長から資料要求をしたいという話があり、インターネット等で検索はしていた。本日朝の委員会で資料要求が通ったことでプリントアウトしてきょう運輸局のほうに電話で確認した。その際に確認したのは道内がA、B、C、D地区に分かれており、その車種、大きさ、定員により特定大型、大型車、またその会社ごとの形態によってA、B、C、Dランクの運賃があるということである。福祉輸送のケア輸送については、自動の認定ではない料金による場合は、個別の認定申請をしていただいて認定をするということで、今言われた下限、上限を超えるのか超えないのかということについては、確かに確認していないので、その点については確認させていただきたい。この文章を読んだ限りの私の解釈として間違いかもしれないが、自動の運賃以外にケアタクシーなので、それぞれの装備で付加価値としてつけられる料金というのも個別のものと判断していたが、それを含めて確認させていただきたい。

副委員長

質疑を留保したい。

1点目、運輸局の自動認可運賃・料金表に基づいて、介助員は運転手含めて6万円とした場合の時間制及び距離制の見積もりというか計算。調べてほしいのは高寿福祉興産が申請していたものは何なのかということ。ケア運賃で個別のものを申請していたならいた、していないならいない、料金表の中のA、B、C、D運賃のどのランクで、これはホームページを見たら出ているが、そこを運輸局に確認して、こういう料金がはじき出されたはずだという計算書も資料要求しつつ、運輸局のこの基準を超えて支払ったことはなかったのか。私は支払われた可能性が極めて高いと思うが、その確認を求める。また、もし基準を超えていたとすれば、18年3月以降、総額でどれぐらい超えていたのかということもあわせて市長総括に留保したい。

2点目、監査委員のこの130ページものが、全く生かされなかったと言っていいくらい④、⑤、⑥、同業他社の見積もり取られず、電話1本入れられず、運輸局にも電話1本入れられず、税務署にも入れられず、これは単に職務怠慢とか指導が弱かったで済まされる問題ではない。当時、警察には犯罪性は感じないが、とにかく何か一つのきっかけがほしかったという程度なので警察に全面委任していたわけではない。これまでの答弁から言えば、このときにこの3つに電話するというのは、もっとも人間として普通の行動である。なぜこれが取られなかったの

かということを経済事務局長が何か7ページものを渡したかのように言うが、本当に経済事務局長が部下に7ページものを渡したのか。また、本当に口頭だけで、しかも①、②、③は言ったが④、⑤、⑥は言ったのか言わないとか、④、⑤、⑥について経済事務局長がどのように経済事務所で、④については急ぐと言っているのか、⑤、⑥について言ったのか、言わないのかも含めて伺う。

3点目、債権者に結局約1億円が届かなかったことは、やはり地方自治法第232条の5違反になるのではないかと。これほど巨額になると、途中経過がどうだったということ言えば、何度も回避できるチャンスがあったわけで、その回避できるチャンスをことごとく逃がしたという点では第232条の5違反の可能性が高いと思うので、どのように考えるのか伺う。

4点目、内部検証委員会の活動が余りにも怠慢だったということで、副市長はそれで損害賠償を求められているという答弁だが、内部検証委員会が同じ見積もりを、同業他社の見積もりを取るだとか、運輸局のことを考えるだとか、税務署だとか、当時の監査委員の指摘ぐらゐを調べるぐらゐは当然のこと、逆に隠ぺいするような意図すら感じるという点で、怠慢及び隠ぺいの可能性もあるということで、それについての市長の考えを伺う。

以上4点と1点資料請求。

委員長

ここで休憩する。

休 憩 18:03

再 開 18:04

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

副委員長

参考人として運輸局のしかるべき方の決算委員会への招致を求めたい。

委員長

副委員長から参考人招致とのことだったが、委員の皆さんはいかが。(必要なし)
今の件については、所管で調べていただければ解決できると思うので、参考人の招致については認めないこととする。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保は清水副委員長から出された4点と確認してよいか。(よし)

以上で民生費の質疑を終結する。以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 18:05